

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成25年3月12日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長）	
質疑（野口博委員、藤浦雅彦委員、上村高義委員）	
散会の宣告	70

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年3月12日(火) 午前10時 開会
午後5時16分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	上村高義	委員	藤浦雅彦
委員	南野直司	委員	三宅秀明	委員	野口博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝		
市長公室長兼会計管理者	乾 富治	同室次長	山本和憲		
秘書課長	池上 彰	政策推進課長	山口 猛	人事課長	大橋徹之
人権女性政策課長	牛渡長子	同課参事	中村実彦		
総務部長	有山 泉	同部次長兼財政課長	北野人士		
同部参事兼納税課長	東角泰典	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	松方和彦		
防災管財課長	西川 聡	情報政策課長	楨納 縁	市民税課長	和田元伸
固定資産税課長	中西利之	工事検査室長	宮木茂実	会計室長	日垣智之
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長	山田雅也				
消防長	北居 一	消防本部次長兼消防署長	熊野 誠		
同本部参事兼警備課長	樋上繁昭	総務課長	納家浩二	予防課長	橋本雅昭
警防第1課長	堤 仁志	同課参事	木下正雄	警防第2課長	明原 修
同課参事	松田俊也				

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	同局総括参与	野杵雄三
------	------	--------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号	平成25年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号	平成24年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第25号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第24号	摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第33号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第 4号	平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第16号	摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
議案第26号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

年度末の何かとお忙しいところ、本日は総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

きょうは、過日の本会議で当委員会に付託されました議案について、ご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願います。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は上村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 議案第1号、平成25年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等の所管につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが20ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は前年度に比べ1億3,200万円の増額です。

これは、年少扶養控除の廃止によるものです。目2、法人は前年度に比べ1,750万円の減額です。項2、固定資産税、目1、固定資産税は前年度に比べ1億4,600万円の減額です。これは、評価がえによるものです。目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ4,600万円の減額です。項3、軽自動車税は前年度に比べ50万円の減額です。

22ページ、項4、市たばこ税は前年度に比べ4,000万円の増額です。これは税率の改正によるものです。項5、都市計画税は前年度に比べ3,700万円の減額です。款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税は前年度と同額です。項2、自動車重量譲与税は前年度と同額です。

24ページ、款3、利子割交付金は前年度と同額です。款4、配当割交付金は前年度と同額です。款5、株式等譲渡所得割交付金は前年度と同額です。款6、地方消費税交付金は前年度と同額です。

26ページ、款7、ゴルフ場利用税交付金は前年度と同額です。款8、自動車取得税交付金は前年度と同額です。款9、地方特例交付金は前年度と同額です。款10、地方交付税は前年度と同額です。

28ページ、款11、交通安全対策特別交付金は前年度と同額です。款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は庁舎施設等使用料です。

30ページ、目5、土木使用料は市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料です。

32ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は税務諸証明手数料及び税務督促手数料です。

36ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金は、地域経済活性化雇用創出臨時交付

金です。

38ページ、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金は公的賃貸住宅家賃低廉化のための社会資本整備総合交付金です。

40ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は、基幹統計調査委託金、統計調査員確保対策事業委託金及び参議院議員通常選挙費委託金です。

次に、42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、総合相談事業交付金及び緊急雇用創出基金事業補助金です。

48ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金です。款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入です。

50ページ、目2、利子及び配当金は、各種基金利子です。項2、財産売払収入は土地売払収入です。款17、寄附金は、前年度と同額です。款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、財産区財産特別会計からの繰入金です。

次に、52ページ、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ8億5,515万8,000円の増額です。目2、公共施設整備基金繰入金は前年度に比べ5,400万円の減額です。目6、市営住宅整備基金繰入金は、前年度に比べ8,700万円の減額です。これは前年度に市営団地解体工事があったためです。款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は前年度と同額です。

54ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度に比べ79万9,000円の増額です。項4、雑入、目1、滞納処分

費は、前年度と同額です。目2、雑入は市町村振興協会交付金などです。

60ページ、款20、市債は、前年度に比べ6億5,780万円の減額です。これは、国の補正予算等に伴い、一部を平成24年度補正予算に計上したためです。本年度発行予定の市債は、目1、総務債はコンピューターシステム新規構築事業債及び防犯灯設置事業債、目2、民生債は、災害援護資金貸付債及び民間保育所施設整備補助事業債、目3、土木債は吹田操車場跡地まちづくり事業債、JR千里丘駅エレベーター設置事業債、新在家鳥飼上線道路整備事業債及び新在家鳥飼中線外1路線改修事業債、目4、教育債は学童保育室施設整備事業債、温水プール改修事業債、テニスコート改修事業債及びスポーツセンター耐震補強等事業債です。

借入限度額及び借入方法等は、9ページの第3表、地方債に記載のとおりです。

続いて、歳出ですが、66ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、70ページまで記載のとおり、その多くが内部管理経費です。目2、文書広報費は文書の郵送や印刷等の経費です。

72ページ、目4、財産管理費は庁舎や集会所にかかる維持管理経費等です。

76ページ、目7、公平委員会費から目8、固定資産評価審査委員会費は、各委員会の管理運営経費です。目9、電子計算費は庁内の電子計算処理経費です。

82ページ、目16、財政調整基金から目18、減債基金はそれぞれの基金利子を積み立てるものです。項2、徴税费、目1、税務総務費及び84ページ、目2賦課徴収費は税務事務に係る経費です。

88ページ、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費は管理運営経費です。

90ページ、目2、参議院議員通常選挙費は参議院議員選挙に係る経費です。

92ページ、目3、市議会議員一般選挙費は市議会議員選挙に係る経費です。

94ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は統計調査に係る管理経費です。目2、基幹統計調査費は統計法に基づく各種統計調査に係る経費です。項6、監査委員費、目1、監査委員費は監査委員事務局に係る経費です。

続いて、150ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費は市営住宅管理経費です。

次に、158ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は防災対策、各種備蓄物品及び防災演習に係る経費等です。

次に、192ページ、款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ2億5,547万5,000円の増額です。目2、利子は前年度に比べ3,858万円の減額です。

194ページ、款12、予備費は、前年度と同額です。

続きまして、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、総務部等の所管につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、6ページの第2表、繰越明許費をご参照ください。

款2、総務費、項1、総務管理費、市営鯉生野団地解体事業は、周辺地域安全確保等に伴い、工事着手に遅れが生じたため、事業費の一部を繰り越しするものです。款8、消防費、項1、消防費、情報収集伝達体制整備事業につきましては、全国瞬時警報システムの整備に関し、歳出予算を補正計上するとともに、その全額を繰り越しするものです。

次に、7ページ、第3表、地方債の補

正追加分は、国の補正予算等に伴うJ-ALERT自動起動装置設置に伴う情報収集伝達体制整備事業債、味生・鳥飼西・千里丘・別府の各小学校の耐震補強等工事に伴う事業債及び第二中学校耐震補強等工事に伴う事業債を新たに計上するものです。

8ページ、変更分の千里丘三島線道路改良事業債は、事業費等の確定により起債の限度額を減額するものです。消防設備整備事業債については、起債充当範囲の変更により、起債の限度額を増額しています。

次に、歳入ですが、14ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は年少扶養控除の廃止の影響に伴い、2億円増額しています。目2、法人は企業業績の伸び悩みにより、2億2,000万円減額しています。項2、固定資産税、目1、固定資産税は評価がえの影響により、1億300万円減額しています。項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は3億5,000万円増額しています。項5、都市計画税、目1、都市計画税は3,400万円減額しています。

16ページ、款2、地方譲与税、項3、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は交付額が確定したことにより、1,000円計上しています。款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は普通交付税交付額の確定により、2,413万1,000円を増額しています。款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は庁舎施設等使用料を増額しています。目5、土木使用料は市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料を増額しています。項2、手数料、目4、土木手数料では自動車保管場所使用承諾証明手数料を増額しています。

18ページ、款14、国庫支出金、項

2、国庫補助金、目4、消防費国庫補助金は、J-A L E R T整備に伴う防災情報通信設備整備事業交付金を598万5,000円増額しています。

20ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は事業費の確定に伴い、基幹統計調査委託金を10万円減額し、衆議院議員総選挙委託金を1,249万4,000円減額しています。款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は事業費の確定に伴い、総合相談事業交付金を9万5,000円増額し、緊急雇用創出基金事業補助金を1,258万1,000円減額しています。

22ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は土地貸付収入を減額しています。目2、利子及び配当金は財政調整基金など、各基金の運用利子が確定したことにより、282万2,000円減額しています。項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入は売却が不調に終わったことにより、3億253万4,000円減額しています。

24ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は一般寄附金を増額しています。款18、繰入金、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は補正財源を調整するため、1億7,699万3,000円減額しています。目2、公共施設整備基金繰入金は充当事業の減額に伴い、3,100万円を減額しています。目6、市営住宅整備基金繰入金は市営住宅建設工事費の確定により、4,092万7,000円減額しています。款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は市税延滞金を増額しています。

26ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入

は23万8,000円減額しています。目2、雑入では環境支援自販機設置料等を計上しています。款20、市債、項1、市債、目2、土木債は事業費の確定に伴い、千里丘三島線道路改良事業債を減額しています。目3、消防債は起債充当範囲の変更により、消防施設整備事業債を増額し、また、J-A L E R T自動起動装置設置に伴い、情報収集伝達体制整備事業債を新たに計上しています。

28ページ、目5、教育債は国の補正予算等に伴う味生・鳥飼西・千里丘・別府の各小学校の耐震補強等事業債及び第二中学校耐震補強等工事に伴う事業債を新たに計上するものです。

続いて、歳出ですが、30ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費。32ページ、目2、文書広報費、目4、財産管理費。34ページ、目7、公平委員会費、目8、固定資産評価審査委員会費、目9、電子計算費。38ページ、目16、財政調整基金費、目17、公共施設整備基金費、目18、減債基金費については、決算見込みにより減額するものです。

目19、土地開発基金費7,000円の増額は、土地開発基金積立金利子相当分です。

40ページ、項4、選挙費。44ページ、項5、統計調査費、項6、監査委員費については、決算見込みにより減額するものです。

64ページ、款7、土木費、項5、土木費、目1、住宅管理費の186万1,000円の減額は、市営住宅基金積立金利子相当分による増額があったものの、決算見込みにより減額するものです。

66ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は事業費の確定に伴う減額があったものの、移動系無線

設置委託料等、新たな予算計上により、3,302万5,000円を増額しています。

80ページ、款10、公債費、項1、公債費、目2、利子については決算見込みにより減額するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、議案第1号、平成25年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室並びに会計室にかかる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計当初予算書の42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では総合相談事業交付金の276万2,000円のうち、人権問題についての相談業務にかかる交付金として、144万6,000円を計上いたしております。

48ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では人権啓発の事業にかかる人権啓発活動委託金を計上いたしております。

52ページ、款19、諸収入、項2、市預金利子、目1、市預金利子では会計室における歳計現金の預金利息を計上しております。

続きまして、54ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では広報費及びホームページへの広告掲載料、退職者の水道部での在職期間に応じ、水道事業会計から収入する退職手当水道事業会計負担金、大阪府後期高齢者医療広域連合からの派遣職員にかかる給与等負担金及び臨時非常勤職員等雇用保険個人かけ金を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、66ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、

目1、一般管理費では秘書業務をはじめとする市長公室各課並びに会計室にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

70ページ、目2、文書広報費では広報せつつの編集、発行、配布にかかる経費のほか、ホームページの管理運営にかかる経費などを計上いたしております。

72ページ、目3、会計管理費では会計室にかかる事務経費を計上いたしております。

74ページ、目5、企画費では政策推進課にかかる事務経費を計上いたしております。前年度と比較して、1,244万8,000円の増額となっておりますが、この主な要因は安威川以南の味生地域におけるコミュニティセンターの基本設計委託料や、これに関連して開催いたします懇談会にかかる経費の増によるものでございます。

76ページ、目11、女性政策費では男女共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。

78ページ、目12、男女共同参画センター費では男女共同参画センターの講座開催並びに相談業務等事業運営に要する経費などを計上いたしております。

80ページ、目15、諸費におきましては、人権啓発推進事業や平和施策推進事業の経費などを計上いたしております。

人件費にかかります予算につきましては、198ページ、給与費明細書をご参照いただきますようお願いいたします。

平成25年度当初予算の給与費は特別職にかかる予算といたしまして、4億6,900万円、一般職にかかる予算といたしまして51億680万1,000円、総額55億7,580万1,000円を

計上いたしております。前年度当初予算と比較いたしますと、約2.1%、1億1,913万8,000円の減額となっております。これらの給与費の関係予算はそれぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は報酬が3億551万8,000円、給料が2億2,134万5,000円、職員手当が2億1,399万1,000円、共済費が8億1,494万7,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減額についてご説明申し上げます。給与費全体では9,601万4,000円の減額となっております。これは、給料で4,346万3,000円、職員手当で4,721万1,000円、共済費で534万円それぞれ減額となったことによるものでございます。また、減額の要因についてでございますが、給料の減額は普通昇給分として993万2,000円の増額となったものの、現給保障制度の段階的廃止に伴い、471万4,000円、採用退職等の職員の異動などにより4,868万1,000円が減額となったことによるものでございます。職員手当の減額は、保育所長及び幼稚園長への支給に伴い管理職手当で331万1,000円、参議院議員及び市議会議員選挙の投開票にかかる事務従事、基幹システム更新に伴う付随業務の発生により、時間外手当で3,202万2,000円の増額となったものの、通勤手当以外の全ての手当で減額となったことによるものでございます。共済費の減額は、採用退職等の職員の異動等によるものでございます。

続きまして、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、市長公室並びに会計室にかかります事項につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、26ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入ではホームページへの広告掲載依頼が当初予定よりも増加したことに伴い、23万7,000円を増額いたしております。

次に、歳出についてでございますが、30ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では賃金、旅費など経常経費について、経費節減に努め秘書課、人事課にかかる経費を減額いたしております。

32ページ、目2、文書広報費では経費節減に努め委託料、使用料及び賃借料などを減額いたしております。

32ページ、目3、会計管理費では需用費や使用料及び賃借料など経常経費について、経費節減に努め会計室にかかる経費を減額いたしております。

34ページ、目5、企画費では政策推進課にかかる業務執行経費の節減に努め旅費や需用費などを減額いたしております。

36ページ、目11、女性政策費では12万5,000円、目12、男女共同参画センター費では38万3,000円、目15、諸費では29万5,000円をそれぞれ減額いたしておりますが、これは人権女性政策課及び男女共同参画センターの業務執行経費の節減に努めたものでございます。

次に、人件費にかかります補正予算については、84ページをご参照ください。

給料で701万3,000円、共済費で174万7,000円を減額いたしておりますが、これは年度途中で退職する職員が生じたことが主な要因でございます。職員手当では6,991万4,000円の増額となっておりますが、これは選挙にかかる開票事務の短時間化の取り

組みが時間外勤務手当に反映され、874万円を減額いたしたものの、先ほどの年度途中での退職者が生じたことに伴い、退職手当で8,310万3,000円の増額をしたことが主な要因でございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 北居消防長。

○北居消防長 それでは、議案第1号、平成25年度摂津市一般会計当初予算のうち、消防本部にかかる事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は危険物設置許可等及び検査手数料、保安三法設置許可等及び検査手数料でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、消防費府補助金は大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は消防団員退職報償費、近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、予算概要94ページから100ページにかけ記載しておりますので、あわせてご参照願います。

予算書152ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は8億1,654万7,000円で、前年度と比較して12.6%、1億1,785万3,000円の減少となっております。

154ページ、賃金は1名の臨時職員賃金でございます。旅費は大阪府立消防学校等への職員研修派遣にかかる普通旅費などでございます。需用費は消防活動

業務用品、職員の貸与被服及び緊急情報システム交換物品の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等、維持管理経費でございます。役務費は一般加入回線、専用回線及び携帯電話代等の通信運搬費、消防活動用ボンベ検査等の手数料並びに車両の保険料などでございます。

156ページ、委託料は消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理、緊急情報システム等保守管理のほか、鳥飼出張所庁舎の耐震診断、消防救急デジタル無線整備に伴う実施設計などの委託が主なものでございます。使用料及び賃借料は消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げなどでございます。備品購入費は軽貨物自動車、空気呼吸器用ボンベ、化学防護服等の更新にかかる経費などでございます。負担金、補助及び交付金は消防ヘリコプター運営にかかる負担金、消火栓新設修理負担金及び救急救命士養成等の職員教育派遣負担金並びに救急安心センター負担金などでございます。

続きまして、目2、非常備消防費は3,789万1,000円で、前年度と比較して0.03%、1万1,000円の減少となっております。報酬は消防団員に支給する消防団員報酬でございます。報償費は退職消防団員に対する報償金でございます。

158ページ、旅費は火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。需用費は消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防車両29台及び小型動力ポンプ22台の維持補修などでございます。備品購入費は小型動力ポンプ1台の更新経費等でございます。負担金、補助及び交付金は消防団員等公務災害補償等共済基金のかけ金、消防団頓所の補修等に対する消防施設整備費補助金などございま

す。

以上、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、消防本部にかかる事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、補正予算書の66ページをお開き願います。

款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の賃金は臨時職員1名にかかる賃金の執行差金、役務費は発信地表示システムの利用料の改定による通信運搬費の減額分、委託料は消防救急デジタル無線整備に伴う基本設計にかかる執行差金でございます。工事請負費は消防ポンプ自動車等の艀装工事にかかる執行差金、備品購入費は消防ポンプ自動車等シャシ、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材購入にかかる執行差金を減額いたすものでございます。目2、非常備消防費、備品購入費は小型動力ポンプ3台購入にかかる執行差金でございます。

以上、補正予算のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 おはようございます。1番手として質問させていただきます。

最初に少し前文ということで述べさせていただきたいと思うんですけれども、ご承知のとおり、安倍自公第二次内閣が発足して、そんな中で現市政として3期目の出発の最初の年度の予算に対する審査であります。

日本共産党は、唯一の野党の立場をとっておりますけれども、これまで自治体として市民の暮らし守っていくという役割か

らして、市民要求の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってきました。

行政評価についても、そうした予算の中でそういう市民の願い、要求はどれぐらい実現されたのかという問題も含めて、国や府のさまざまな抑えつけの中で、悪いものがどんどん押し込まれてくる流れもありますけど、それに対して自治体としてどういう努力をしてきたのかというところをしんしゃくしながら、議案に対する賛否も検討しながら進めてきたところであります。

今回の新年度予算でも、全ての公共料金の据え置きを決断していただいています。特に、公共料金の問題では国民健康保険料、国の財政的な締めつけもありますけども、1億円繰り入れして値上げなしと、賦課限度の引き上げもなしということで、はじめとして公共料値上げ抑制に取り組んでいただいたと。

子育ての問題でも、ヒブワクチン含めた三つの感染ワクチンの全額公費負担の問題、これは国の財政問題について、いろんな問題もあるんですけども、こういうことも一応予算化もされました。高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についても、70歳以上の5年ごとに助成も一応決まる。そういったさまざまな市民要求の問題について、実現されてきたことも一定、評価もさせていただきます。

その一方で、この自治体としての姿という点では、四次行革の一環として、市の公的責任を後退さず流れも指定管理の問題だとか、7月からの市民課窓口の民間委託だとか、就学援助金制度についても2年目の引き下げを行うとか、2月実施の水道料金の福祉減免も廃止するとかなど、さまざまな問題点もあります。

そういうことも含めながら、冒頭申し上げた市民の願い実現する立場で、これ

からも頑張っていきたいと。

ちなみに4年間の結果を見ますと、何でも反対とか、いろんなご意見も出ますけども、議案全体見ますと、いわゆる議会議案を除きますと、約8割に賛成をしているということもつけ加えて質問に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初にお聞きしたいのは、安倍自公政権が打ち出した緊急経済対策や、地方財政計画と、摂津市の予算案、あわせてその中でも昨年の決算を受けての中期財政見通しの関係でどうかという問題で、5点質問したいと思っております。

ご説明がありましたように、国の大型補正予算13兆円組んでおりますけども、その関係で本市も補正予算書92ページと93ページに金額が出ておりますように、市債の、平成24年度新規、現時点での発行額は30億780万円となり、私が持っている資料の中では、この14年間で見ますと最大の一年間で新規市債を発行しているということになりまして、その結果、元金の残高が減らないということになりました。同時に、新年度予算では国の地財計画の関係で臨財がゼロになりました。そういうことも含めてご説明ありましたように、25億9,000万円、約20億円近く基金を取り崩して予算組みをしたということでもあります。

そこで、まず第1点でありますけども、国がこの緊急経済対策の関係で、いわゆる元気交付金だとか、補正予算債とか、いろいろ大型公共事業を展開するために国のほうでは財政措置が行われておりますけども、そういう元気交付金だとか、国の地財計画の関係で、本市はどういう影響を受けて、それを受けてどう予算組みをしたのかというのが第1点であります。

第2点は、新年度当初で多額の基金を

取り崩す内容であります。その問題と、昨年立てた中期財政見通しの関係で、平成30年度までの中期財政見通しを示されていますけども、この中期財政見通しの財政問題全体を見て、こういう新年度予算で予算組みをされたということと関連して、どういうふうに見ているのか。歳入歳出を含めて、大枠としてご説明いただきたいと思っております。

第3点は、同じく中期財政見通しの中で、義務教育施設耐震補強事業、義務教育施設改修事業の年度割りがありますが、今回補正予算の28ページ、29ページで小中学校耐震補強等事業債として合計7億3,490万円計上されています。国のそういう財政措置を活用して予算を組んだわけでありまして、この前の本会議で、耐震化に向けて現在、小中学校の耐震化率は67.7%、新年度の年度末にはこういう事業を展開したら81.5%という数字が示されておりましたけども、こういう今回補正予算の組み方と、中期財政見通しで二つの事業について年度割りを組んでますけども、この関係はどうなるのかというのが、3点目であります。

第4点は、橋梁延命化事業に関する問題で、中期財政見通しの事業計画では、平成20年度から30年度までに2億2,400万円の予算を組んでいます。平成25年度は1,000万円としておりますけども、今回4,400万円を組んで、国の社会資本総合整備交付金も活用しようとしておりますけども、この橋梁延命化事業の総枠の変更だとか、年度割りについてどうお考えなのかというのが、第4点であります。

第5点は、元気交付金の問題であります。いろいろ資料いただいておりますけども、最終確定は6月の議会だと思いま

すが、当初一つの事業を組む場合に一般財源として、この事業を展開するためにこれだけ予算組みをしますよという計画が、元気交付金をいただけるということになった中で当初考えた一般財源が浮くわけです。この一般財源を活用してやっていただきたいという趣旨の質問であります。この前、代表質問での総務部長の答弁では、平成25年度当初予算についても、本当に弱者を大切にしたいという思いで市民生活を第一に考え、予算編成を行ったということで答弁されています。そういう答弁をされているわけでありまして、いろいろな年末に我が党議員団としても、160項目に及ぶ要望書を提出をさせていただいております。さまざまな子育て支援だとか、そういう一般財源活用して頑張りたいという趣旨もありますので、一度総論的にお答えいただきたいと思っております。

二つ目に、補正予算の基本的な問題で、市民税だとか、固定資産税だとか、市たばこ税、地方交付税、退職手当の増額分とありましたけれども、説明いただきましたので1点だけ、たばこ税の問題について、今回3億5,000万円、14ページで計上されていますけれども、その根拠だとか、平成24年度の歳入見込み等についてお聞かせいただきたいと思っております。

三つ目は、市有地の売却と活用問題であります。補正予算の23ページや、当初予算の49ページ、50ページに関連の金額が計上されておりますけれども、これまで市有地の売却なり、活用問題については、基本的な市民の財産であります。いろいろな判断もあるかもわかりませんが、勝手に売ったらあきまへんよという認識は一致していると思っておりますけれども、この活用問題、処分問題について、市民合意だとか、検討方向をどういう趣旨で

進めようと考えているのか、改めてお尋ねしておきたいと思っております。

できれば、これから人口減少社会、今後の流れを見ますとそういう方向に向かっていくだろうと思っておりますけれども、いろいろな意味で、こうした市有地を活用した住みよいまちづくりに向けて、いかに活用していくのかということなども切り口としてあろうかと思っておりますけれども、その点を含めてお考えをいただきたいと思っております。

四つ目は、いつも聞いておりますけれども、当初予算の関係で市民税から市民の暮らしや市内企業の実態をどう見るかということについて、お話を聞かせていただきたいと思っております。

当初、個人市民税で40億4,200万円、そして法人市民税の金額が出ておりますけれども、この間資料いただいておりますけれども、昨年からご説明あったように、年少扶養控除の廃止によって、補正では2億円プラスされましたけれども、逆に市としては歳入増になったけれども、関係者、子育て世代の皆さんはそれだけ負担増になったということもありますけれども、そういう市民税の予算計上の時点で、市民の暮らしぶりだとか、市内企業の実態について、景気動向も含めてお考えをお尋ねしておきます。

その基本的な問題に関連して、市たばこ税の問題です。当初予算比ではプラス4,000万円の8億2,000万円を計上しています。若干、説明がありましたけれども、この背景をご説明いただきたい。いろいろ国の政策によって法人税の減税を加速させようという動きもありますけれども、この法人税減税とのからみで、このたばこ税の税率を変えて、都道府県に入っていた分から市町村にそれを回していただくということだと思っておりますけれども

も、その辺の問題について説明をいただければと思います。

もう一つは、権限移譲交付金の問題です。当初予算の43ページと47ページにそれぞれ予算計上がされていますけれども、この間、特に大阪府も含めて、どんどん権限は移譲されて、一定の交付金もついておりますけれども、トータルとして、今の動きについてどう評価しているのかという問題と、この人口8万4,000人の自治体として、よかったこと、悪かったこと、しんどい部分を含めて、トータルとしてこの権限移譲問題について、どういう受けとめをされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

五つ目は、市税の滞納処分に関してです。当初予算、23ページ、33ページに手数料で督促手数料等々がありますけれども、先の本会議でも質問させていただいて、基本的な認識は一致している部分あるかと思っておりますけれども、部長答弁で、一向に連絡のない方、あるいは資産等あるにもかかわらず、納付されない方などに対して、法令に基づき滞納処分を行っている、資産等もなく収入が少ない場合は、執行停止を行っているという、そういうお話であったかと思うんですけども、件数は確かに減ってきています。平成23年度が582件、平成24年度は1月時点で444件と減ってきています。そこでちょっといろいろ破産法の問題とか、国税徴収法の関係も含めて、本市のそういう滞納処分に対する基本的なスタンスといたしますか、立ち位置といたしますか、ちょっとこれについて改めて確認をさせていただきたいと思っております。

六つ目は、市債の問題であります。平成25年度は9億7,230万円を組んでおります。その結果、平成25年度末見込みで、一般会計と下水道会計で61

9億円の残ということで出ています。水道を含めると、水道が31億5,400万円でありますので、650億5,500万円となります。森山市政誕生前の平成16年度末の決算で見ますと、一般と下水で882億600万円、水道が58億6,100万円でありますので、940億6,700万円もありました。一般と特別で比較しますと、この8年間で263億円減少したという事実は事実としてあるわけであります。いろんな立場によっては、評価によっては、この市債がふえてきた時期、今回減ってきたという問題について、この市民生活の関係で、こうした財政をどう見るかというたら、当然評価が違いますが、こうした市債の減少傾向について、財政当局としてどう見ているのか、一度ご感想を聞かせていただきたいと思っております。

人件費問題は、また条例関係のところでも論議させていただきたいと思っております。

七つ目は、予算概要の26ページに平和施策推進事業が載っております。これも本会議で基本的な問題についてはご答弁いただいております。第8回目の平和市長会の総会が8月3日から6日まであります。当然、市長答弁されたように、いろんな公務もこの時期は挟まっておりますので、最大限努力をしていただくというお話でありましたので、特に、摂津まつりがありますので、なかなかしんどい強行日程になろうかと思っておりますけれども、答弁は求めませんが、努力していただいて、平和市長会のこの間の会議でも確認されたように名前の変更も承認されるという動きもありますので、参加していただくように、この場で改めて更に要請をしておきたいと思っております。

その上で、現平和都市宣言の宣言30

周年を迎えますので、そういう切り口から見た場合に、関係団体と協議を当然されていくかと思えますけども、いろいろお話はありますけども、この平和の冊子の作成とか、いろんなことありますけども、その現状の原発の状況だとか、世界の核廃絶の状況だとか含めて、このどういう位置づけで取り組もうとするのかという、ちょっとこの辺少し聞かせていただいて、その件は具体的にこんなことを進めていくんだという流れでご答弁いただければと思います。

八つ目は、予算概要の29ページで減債基金への積み立てということで、2億4,000円あります。正雀の終末処理場の関係だと思えますけども、確認の意味で、これそうであればもうお答えは結構であります。

八つ目、予算概要の35ページに選挙関係予算が計上されている問題に関連して、投票所の改善問題であります。単純にお聞かせいただきたいと思えますけども、この郵便等による投票、代理投票要件の緩和についても、いろいろ言及されました、この間。そういう動きだとか、期日前投票についてもいろんな検討をやっておるとい話であります。今年は参議院議員選挙と市会議員選挙もありまして、私どもも9月に審判を受けるわけです。この間、投票所の閉鎖、見直しがあったわけでありまして、27箇所あったのが25箇所になりました。率直にこの間、申し上げているように、遠くなったので行かないと、不便になったというような声をたくさん聴いておりますし、それは皆さんも一緒だと思いますけども、経費の問題を含めて、いろいろ検討されたと思えますけども、この二つの問題を含めて、いわゆる参政権を保障する立場で、摂津の投票所のあり方につい

て、どう考えているのか。一度お考えいただきたいと。

次に、災害防災対策の問題であります。いろいろことしも取り組むということで、予算が計上されています。担当課の問題については、これまでも市長との予算要望懇談でも、いろんな業務をたくさん抱えているから、体制補充もしてほしいということも要請したこともありますけども、そういう中で今年の仕事としては、地域防災計画の見直しという大変な仕事があります。そういう計画見直しの手順、段取りだとか、平成25年度の事業内容について、少しお聞かせいただきたいと。

あわせて、現在の耐震化率だとか、いわゆる摂津の現在の災害防災力という面を見た場合に、大阪府下的には、1年前に立ち上げたさまざまな検討会が提言を発表しまして、例えば公共施設で一番の問題は保育所とっているんです。国の制度改悪によって、当然保育所が民営化なり、民間委託ということで、そこでも施設の改修をするという流れになっていますので、市として、地方自治体として自前で改修はしないということなども理由として、どんどん公立保育所の耐震化が少ないということの問題がありますけども、そういうことも含めて、現在の災害防災力という点で、幾つかの切り口からお答えいただきたいと思えます。

あわせてその中で、年始早々にハザードマップを配布していただきました。この周知徹底をどうするのかという問題、個別問題になりますけども、あわせて民間事業者との防災協定の取り組み状況、防災計画を見直していきますけども、この関西固有の問題の一つとしても大事な問題である原発事故対策問題について、基本的にどういう位置づけで見直しの作

業に入っていくのかと、それは当然、国や大阪府の流れもあろうかと思うんですけども、そういう問題です。そういうところをまず、お答えいただきたいと思います。

次に、消防関係であります。予算書152ページから新年度の予算のいろんな金額が計上されていますけども、昨年の中期財政見通しの平成30年までの間に沿って、いろんな資器材の整備計画もつくっておられます。今回、大きな問題である消防無線のデジタル化ということで、いろんな動きもありますけども、現在の摂津市の消防力が求めている姿から見て、どういう位置になっているのかという、この消防力の評価についてという問題と、今後の課題についていろいろ思うところを出していただきたいと。この前、問題になった消防庁舎の改修問題も、当然あるだろうと思いますけども、地域防災計画の中で、災害予防計画の22ページに、火災予防対策、消防体制の整備というところもありますし、いろんな項目も出されています。職員体制、マンパワー問題を含めて、いろんな課題があると思いますけども、全体としてこの今の摂津市の消防力の到達状況について、どうお考えなのかお示しいただきたいと思います。

次に、指定管理者の問題であります。政策推進課で取り組んでいくことになり、今、昨年の検討委員会を踏まえて、庁内検討の最終整理に入っているかと思いますが、今年度の流れについてお考えをいただきたいと。この間の政府の総務省通達もいろいろ変化もしています。当初03年に国の方針に基づいて、原則、公的な施設の管理運営を民間委託するという流れが提示をされて、動いてきていますけども、この間の地方自治体の立ち位置として、そういう国の思惑とは違っ

た方向にいつているのかと思いますけども、指定管理者制度、来年度新たな出発になりますので、ことしどういう流れで進むのかという点について、まず示していただきたいと思います。

その中で特に、労働法制の遵守の問題です。この辺をどう考えているのかと、細かいことはもう言いませんけども、いろいろちまたではシルバー人材センターの方が、いわゆるお掃除だとか、駐車場で働いています。昨年9月末から大阪府下の最低賃金が800円になりましたけども、これよりも少ない金額で働いているということなんです。いろんな問題で社会的な問題としてニュースが出ましたけども、こういう仕事の分野については、いわゆる法的な部分が影響しないということかもわかりませんが、こういう問題について、これでいいのかという問題も言われていますので、この点についてもお答えいただきたいと思います。

最後に、地元業者育成問題であります。平成24年度に81社が登録されて、これまで指名参加を持たない中小の市内企業が、公的な仕事について参入できるということで、大変努力をいただいています。これは大阪府下でも進んでいる事業であります。しかし、いろいろ改善点もあろうかと思しますので、そういう改善方向について、どういうふうに見直しを進めようとしているのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○三好義治委員長 野口委員、最後の地元業者育成についてというのは、基本的には民生常任委員会の所管になるんですけども、予算書のどの部分、どの点の質問ですか。

○野口博委員 それは、委員長の判断に任せますけども、できれば基本的な答弁

をいただければと思います。

○三好義治委員長 それでは、北野次長。

○北野総務部次長 野口委員の財政にかかわりますお問い合わせにお答えします。

まず、1点目でございます。緊急経済対策を受けた、我々の当初予算の予算組みの関連のお話でございました。昨年、政権が変わりまして、1月11日に緊急経済対策が閣議決定され、2月26日にこの1兆3千億、1,000億円という、非常に大規模な補正予算が成立いたしました。そんな中で、私ども政権が変わったということで、本来なら、一定の地財対策がありますとか、地方財政計画というものが提示される時期が1月にあるわけですが、1月になってもその情報はございませんでした。

実際、予算編成が済んだ3月になって、ようやく地財対策、地財計画が策定されたということでございます。そんな中で、この経済対策を受けて、どんな予算組みをしたかということで、とりあえず財政出動ということで景気浮揚を図ると、地方も同じ歩調をとることによって、日本国全体のデフレ解消に向けられるということで、摂津の課題でございます、例えば道路等のインフラ部分の老朽化対策、あるいは義務教育施設の耐震、こういう課題がございます。これに対して、できるだけ、この補正に乗っかることによって有利な財源を手当てをしながら対応してまいりたいという方針で予算を組んでまいりました。これが1点目でございます。

続きまして、2点目の中期財政見通しと、基金のお話かなと思うんですが、現実、今回の予算編成で26億円余りの基金を取り崩しております。これは、近年、まれに見る多額の額でございます。予算ベースで考えますと、平成25年度末の主要基金残高が、29億2,000万円

になってまいります。中期財政見通しで私どもがお示ししましたのが、この時点で39億円余りでした。ここで約10億円の乖離が出ておるわけでございます。ただ、今申し上げたのは、あくまで予算ベースのお話でございまして、中期財政見通しは、いわゆる決算ベースで見いております。そのかげんで、一定、その基金の戻りというのはあると考えております。それと、外部の環境です。この中期財政見通しをはじかせたいただいたのは、昨年9月ぐらいでございます。この時点、9月末の円ドルのレート見ますと、77円60銭ぐらいです。昨日の円ドルの終値を見ますと96円を超えていると、ここで大体24%を超える円安になっておるということでございます。それとともに、日経平均株価もこの時点では8,870円であったものが、昨日の終値では1万2,349円です。ある意味、アベノミクスが一定効果を上げて、そのデフレ解消に向けて動いておるのかなという見立てをしておりまして、昨年をはじかせていただいた中期財政見通しについても、一定、この状況が継続するならば、よい影響になってくるのかなという思いを持っております。それが2点目でございます。

3点目は、中期財政見通しで計上いたしております、義務教育関連の耐震の事業のお問い合わせでございました。地震防災対策特別措置法に基づきまして、教育委員会では平成27年度、100%をめどに事業計画を立てております。この法律に乗っかることによって、補助率のかさ上げがございまして、3分の1から2分の1のかさ上げでございます。それとともに、先ほども申し上げました、この大型補正に乗っかることによって、質問でございました財源、補正予算債、あるいは緊急防災減災事業債というのが、補助の裏の

100%充当をされることとなります。そういう意味で、財源手当てが非常に手厚いという形で、補正をすることによって当然ながら、内示の時期も早くなりますので、事業も円滑に進めやすいということで、前倒しをさせていただきました。事業規模については、中期財政見通し上では、一定まだ実施設計等はできておりませんので、規模自体は幾ばくか減少するかなというふうには見ております。

続きまして、橋梁延命化、これも中期財政見通しで見ておいた事業でございます。ご質問にもございました社会資本総合整備交付金化、いわゆる補助金から交付金化ということにより、使い勝手がいいと、充当しやすい事業がふえると、そういう意味もございます。あとは、中央道で起こりました、トンネルの天井崩落事故、そういうことを受けながら国土の強靱化計画というのもございます。そういう背景の中で、国が一定、前倒しで事業計画を持っておいでという話がございましたので、この橋梁等のインフラの耐震についても、一定、補正予算に計上することによって、先ほども申し上げました補助裏の起債の手当てでございますが、あとで出てきます地域の臨時元気交付金ですか、この辺の資格の対象にもなるのではないかとということで、中期財政見通しの計画を前倒しして行っておるということでございます。

5点目、地域の元気臨時交付金を活用すれば一般財源が浮くであろうというお話でしたが、現実、予算を組ませていただいたのが、この地域の臨時元気交付金総額で、3億1,893万9,000円でございます。なるほどこの3億1,893万9,000円分が、一般財源が浮くというお話なんです、浮いたにもかかわらず主要基金を26億円取り崩して

おる現状がございます。その中で、市民の暮らしを守るというスタンスで予算組みをしまいたわけてございますが、質問にございました、国民健康保険料を軽減のための基準外繰出金、これが平成25年度は3億8,279万4,000円出ております。これは非常に財政にとって大きな影響を与える額でございます。こういう形で浮いたとは言にくいんですが、一般財源をここに入れております。そういう現状でご理解をいただければなというふうに思っております。

続きまして、市債残高の状況でございます。平成25年度末の残高で、一般会計は233億5,000万円、全体で650億円程度に減少いたしております。平成10年、11年当時は1,000億円を超える残高がございました。そんな中で、650億円まで詰めておるわけですが、この数字をどう評価するかということなんですが、近隣市、あるいは大阪府内、いわゆる実質公債費比率という財政指標がございまして。この指標の府内平均を見ますと、確か6.9%、府内平均を1ポイント上回っておるという状況でございます。近隣市の例えば、茨木市でありますとか、高槻市でありますとかの、いわゆる実質公債費比率はマイナスが立っております。ということは、やはりこの市債残高を単純に評価しますと、まだまだ摂津市は市債残高が、下水も入れますと大きく財政を直撃しているという現状には変わりはありません。そんな中で、第四次行革では、建設事業債の15億円というキャップをはめさせていただきました。臨時財政対策債など赤字地方債を考えておりませんが、この15億円という数字でキャップをはめて、制限をかけてやりますと、一般会計の残高は限りなく我々の財政規模、180億円程度です

が、これに近づいてくる。理想は一定、この標準財政規模に近づけるべく起債を抑制するというのが理想であります。

ただし、主要基金残高とのバランス、兼ね合いもありますので、理想は理想ということでお答えをしておきたいというふうに思っております。

続きまして、減債基金のお問いがございました。クリーンセンター問題で吹田市との協議が整い、一定規模の額、2億円程度をいただけるというお話になりました。実は、クリーンセンターの本体部分の施設整備費は、吹田市が地方債を発行し、その元利償還金を摂津市に案分されまして、その分を施設整備費負担金として過去からお支払いをしておりました分として、機能停止をするということは当然ながらその施設を廃止することですので、通常考えられるのは、そのために借りたお金を償還しなければならないと、そういう繰り上げ償還ということが、財務省のほうからそういう判断をされますと、摂津市にかかります負担金を、一括で償還しなければならないと、そういう危険性もございますので、歳入で入れました2億円相当分を歳出で積立金として減債基金に積ませていただいたということが、その話でございます。

続きまして、地元中小零細企業の小規模事業者登録制度のご質問というふうに思っております。最初は、小規模事業者への発注金額、いわゆる建設業の許可をお持ちでない零細事業者のための営繕関係の発注ということで、30万円の規模からこの制度がスタートいたしました。それが60万円になり、平成24年度が義務教育施設等の老朽化もございますので、90万円まで小規模受注額の拡大を図ってまいりました。

そういう方向性でやりましたところ、

これは受注額の状況ですが、平成24年度2月末で、小規模事業者への発注額が8,964万3,000円程度になります。制度を創設しました平成19年は1,157万円でございます。そういう形でかなりこの制度が効果的に働いて、小規模零細事業者に対するよい制度になっているのかなというふうに考えています。今後も、この制度をいろいろな社会状況に合わせて、制度改革を図ってまいりたいと考えています。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 それでは、市税の中で市たばこ税と市民税につきましてお答えいたします。

まず、市たばこ税の平成24年度の補正の内容でございますけれども、市たばこ税では3億5,000万円の増額をしております。平成24年度は4月から11月までの間、月平均6,000万円の申告納付が続いておりましたが、12月に1億9,000万円、1月に3億4,000万円の申告納付があり、その時点で当初予算計上額7億8,000万円を2億3,000万円上回りました。2月、3月分の申告納付額につきましては、予測困難のため4月から11月までの月平均額6,000万円の計1億2,000万円を見込み、合計3億5,000万円を増額したわけでございます。その後の納付状況につきましては、2月分といたしまして2億200万円の納付があり、現時点では合計12億1,500万円が納付済みとなっております。

続きまして、平成25年度当初につきましては、平成25年4月1日からの税率引き上げ、これは現在、条例改正をお願いしておりますけれども、それに伴う増収分と健康志向に伴う消費減を見込みまして、前年度比5.1%増の4,00

0万円増の8億2,000万円を計上いたしております。これは先ほど平成24年度の納入状況でもご説明をいたしましたとおり、月平均6,000万円の納入ということになっております。12か月分で7億2,000万円が基本ベースということで、それに税率引き上げが14%ということになりますので、その分の約1億円を足しまして8億2,000万円という形で計上したわけでございます。

続きまして、個人市民税と法人市民税の補正内容と現状ということでご質問がございましたので、ご説明いたします。

個人市民税では2億円を増額しておりますけれども、今年度の当初課税時点で、2点の傾向に変化がございました。

1点目は、ここ数年間減少を続けてまいりました納税義務者数が対前年比740人、2.1%の増加に転じました。これは南千里丘の大規模マンション入居者の転入増によるものと考えております。

2点目は、同じくここ数年間減少を続けてまいりました、所得割額が対前年比2億4,600万円、6.6%の増加に転じました。これは納税義務者数の増加と今年度からの年少扶養控除等の廃止に伴う所得控除額の減少によるものと考えております。

次に、法人市民税では、2億2,000万円を減額しておりますが、これは景気低迷により全国の企業所得が名目値で対前年比7.3%の減になったことによるものと考えております。具体的には、法人税割の納税額上位20社を調べますと、対前年比7,000万円減額が1社、5,000万円弱の減額が1社、2,400万円減額が1社と大きな減額の会社が出ておりますので、これが全体の減額の大きな要因となっておりますものと考えております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の市有地の売却についてでございます。市民の合意、それから方向性、市有地の有効活用についてお答えさせていただきます。市有地の売却につきましては、摂津市低未利用地有効利用等検討委員会で、各部の関係部署に当たる委員により、公共用地のうち低未利用地についての有効利用に向けた対策、処分に関する検討がなされてきました。低未利用地有効利用等検討委員会におきましては、平成22年8月24日で報告書をまとめ32筆のうち9筆を事業仕分けAということで売却物件としております。その物件につきましては、平成23年度、平成24年度と今年度に売却手続を行っていることでございますが、そのうち市民合意という部分でございましては、昨年ふれあいルームの売却におきましては、地元自治会などから要望がございまして、2回の地元の話し合いを行いながら売却を進めてきました。売却においては周辺住民等が利用できるような福祉施設という条件を、一旦付加しましたが、応募される業者はなく、結果的に100平米以上の住居を確保するという建売業者への売却となりました。売却に当たっては、敷地の広い土地につきましては、特に周辺住民の方には、一定理解していただく必要があると考えておりますが、要望全てに応えることはなかなか難しいという状況がございまして、その辺はご理解いただきたいと思います。

また、市有地の有効利用につきましては、低未利用地等有効利用検討委員会や、それから公有地取得委員会を通じて、事務手続を行っておりますが、それぞれの部署の施策の展開や今後の市有地売却案

件の整合をチェックしていただいているものと考えておりますので、その方向性で売却を行っている次第でございます。

続きまして、防災対策の取り組みにつきまして、お答えさせていただきます。

今年度行います地域防災計画の見直しにつきましては、昨年8月に国の中央防災会議のほうから、南海トラフ巨大地震における被害想定が発表され、その後、その結果につきましては、ご存じのように被害想定を大きく上回るものとなりました。この結果を受けて、現在、大阪府のほうで被害想定を行っておりまして、その後、摂津市においても地域防災計画の改定を行ってまいりたいと思います。実際の業務につきましては、大阪府の被害想定を見ながら、若干おくらせているというふうにお聞きしておりますが、まず地域防災計画の見直しのために委託を発注しまして、見直しの検討をし、その後、摂津市の防災会議に諮って、意見を反映し、大阪府へ改定の報告をしてまいりたいと考えております。

なお、地域防災計画修正の委託につきましては、防災アドバイザーへお願いしています群馬大学の片田先生の考えを反映させるために、その方向性を計画に盛り込むことができる業者を選定してまいりたいと考えております。

続きまして、平成25年度の防災対策の事業内容につきましては、補正予算で計上しております防災行政無線の同報系、それから移動系についての一部更新を考えております。また、避難誘導灯ということで、防犯灯に災害時に点灯できるバッテリーが附属させてもらった避難誘導灯を各避難所に1か所ずつ設置させていただく予定にしております。

また、地域防災計画の策定に向けては、防災会議の中に女性の視点からの防災対

策専門委員会を設置しまして、避難所等における女性のプライバシーが問題になっていることから、それらの意見を反映できる女性の視点からの専門委員会を設置し、その意見を反映していきたいと考えております。

続きまして、摂津市の公共施設の耐震化の状況について、お答えさせていただきます。

平成24年度末の耐震化率につきましては、70.8%になっております。今後、耐震化の促進は必要だと考えております。避難所となる施設、特に規模が大きい小中学校の耐震化、それから公民館やスポーツセンター等の耐震化に向けて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハザードマップの周知についてのご質問にお答えさせていただきます。

ことしの1月に地区ごとのハザードマップ、全13種類を各住民の方に配布させていただきました。これは地区ごとでハザードマップをつくるということで、地区の避難行動、それから避難場所への経路等を確認していただくものと考えております。この啓発につきましては、自主防災訓練や出前講座を通じて、もっと有効利用ができるような形をとってまいりたいと思います。

続きまして、民間事業者の取り組みということで、事業所防災ネットワークについてお答えさせていただきます。

生活環境部が事業所に対しての調査を行っておりますが、その中で事業所ネットワークに参画されるかどうかという意思表示をしていただくという調査を行っております。その結果を受けまして、事業所の防災ネットワークをつくっていきたくは思っていますが、まずはじめに、摂津市における災害履歴、浸水が多い地

域でありますということを事業所の方々に理解していただくとともに、行く行くは避難所、事業所自身の防災対策の取り組みが進めれば、それから今、特に安威川以南の浸水対策に頭を悩ましております一時避難所の確保等につなげていければと考えております。

続きまして、地域防災計画に原発事故対策を含めるかどうかということにつきましては、現状、大阪府のほうで被害想定をされておりますが、その中でも大阪府の防災計画の見直しも来年度される予定になっておりますので、その動向を見ながら、摂津市の防災対策に、地域防災計画にも反映できる部分を見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、13番目の地元企業の育成につきまして、その中でシルバー人材センターの賃金についてということで、お答えさせていただきます。

シルバー人材センターに委託している業務としまして、庁舎の清掃管理委託業務や、それから庁舎管理の業務委託、駐車場の管理等をお願いしております。それにつきましては、昨年9月30日の大阪府の最低賃金が1.26%引き上げられたことに伴いまして、市のほうにもシルバー人材センターのほうから単価改定が求められております。平成25年度につきましては、その単価改定に基づいて、これらの業務委託をしたいと考えております。

また、防災管財課のほうから、シルバー人材センターを使われている各部署に対しこの単価改正についての通知をさせていただいております。

○三好義治委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、権限移譲の関係と、指定管理の問題の2点につきましてご答弁申し上げます。

まず、権限移譲の関係についてでございます。先ほどご質問の中で、人口8万4,000人の本市として全体としての評価はどうであったかということをおっしゃられたと思います。

大阪府から平成23年度34事務、それから平成24年度14事務、それから平成25年度には1事務を受けるということになってございます。

国における分権一括法、この中で平成24年度に38事務受け入れてきまして、25年度には残る5事務を、これちょっと大阪府の分とダブリがございませうけれども、受け入れるということになってございます。その中で平成22年6月でしたか、地域主権戦略大綱ということで出された、これに基づいてのことなんですけれども、やっぱり自治体の規模として、どうしても中核市並みといいますか、人口30人程度というのが、一定想定されているのかなというふうな印象を受けました。

これは、大阪府の権限移譲につきましても、想定される団体といいますのが、特例市と中核市の間ぐらいというふうな団体ということ想定した権限移譲でございまして、そういう意味からいいますと、やはり人口10万人に満たない8万4,000人という市で受けるということにつきましては、少しスケールメリットの分ではちょっと厳しい面があったことは事実でございます。

例えば、人口が少ない場合については、ある程度処理件数もちろんそれに伴って少ない。人口が多ければ、申請件数が多いということもあると思うんですけども、件数の多い少ないに限らず、基礎的な部分で、いわゆるその法律の知識でありますとか、こういうようなものについては全て勉強して、知識として入

れ込まなければならぬということ、そのあたりは関係各課、大分苦勞をしていただいたなと思っておりますけれども、このあたりは現在、今の人員の中で工夫をしながら事務をしておりまして、各課のほうからは、特に不都合があるというふうなことは聞いておりません。非常に苦勞はされたとは思いますが、そのあたり各課でもってしっかり対応していただいたなと思っております。

それから、今の府からの権限移讓の事務と、国からの権限移讓の事務をざっと見たときに印象としてありますのは、例えば都市計画とか都市基盤に関するような、いわゆる事業者からの申請を受け付けるというふうな事務が結構多かったというふうに思います。

その中でも、例えばことしの1月からでしたら、都市計画法の開発行為の許可ということ。1月から摂津市が許可庁ということになっておりますけれども、この点につきましては、開発行為の申請から許可に至る時間が大分短縮されるのではないかなというふうに思っております。

また、事業者からの申請とか許可に関することが多いといいましても、例えば消防のほうで受けていただいています高圧ガスの関係とか、液化石油ガスの関係の事務、こういうふうなものにつきましては、やはり市内のことを熟知している消防のほうでやっていただいているということもありまして、非常にきめ細かな対応をしていただいているのではないかなというふうに思っております。

それから、直接市民の方の申請等に係る点につきましては、例えば、身体障害者の手帳の交付事務でございますとか、これは平成25年度に受ける事務ですけれども、育成医療費の支給、認定事務、それから、未熟児等の訪問指導、このよ

うなことが非常に市民の身近なところで、利便性の向上に役立つのではないかなというふうに思っております。

中でも、平成26年1月からはパスポートの旅券事務というのを受けます。これは、市民課のほうで窓口委託ということもございますけれども、その中でこの部分を受けていって、市民の皆さんの利便性の向上に役立てばなと思っております。

このあたりで年間2,500件から2,600件ぐらいの申請件数があるようでございますので、ある程度の方がこちら市役所のほうで申請をし、パスポートを受けていただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、財源についてなんですけれども、これは代表質問の折の市長答弁にもございましたとおり、大阪府のほうからは一定の交付金ということでいただいておりますけれども、国からの権限移讓の分、こちらにつきましては、普通交付税算定の際の基準財政需要額への算入と。単費用にその分が幾ばくか入っているというふうな説明を受けておりまして、ただ、どの程度その分が反映されているのかというのはわからないということで、正直申しまして少し不満を持っておるというのが実情でございます、この点につきましては、また市長会等を通しまして、国等に要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の動きでございますけれども、現在3次の一括法案が、去年の衆議院解散によりまして衆議院での閉会中審査というふうな形で今とまっておる状況でございます。この内容につきましては、例えば消防長とか消防署長の資格の条例委任でありますとか、地域包括支援センターの基準の条例委任というふうなことがございまして、権限移讓の関係

はないんですけれども、これが成立しましたら、また新たに条例で基準を設定するというふうなことが出てくるとおられます。

それから、大阪府のほうからは現在、特に新たな移譲というふうなことは聞いておりませんが、市町村のほうでできる事務はというふうなことも言われておりますので、市としましても市民の利便性に直結するようなものについては、やはり積極的に受けるべきというふうに考えております。

それから、指定管理のことでございます。今後、どういう流れで進むのかというふうなことでございました。つい先日も第3回の指定管理者の関係部長会議を開きまして、再来週ですか、第4回目を開いて、何とかこの3月中に指定管理の指針、第2次改訂版のほうを策定してまいりたいというふうに考えております。

それから、今後でございませうけれども、平成25年度につきましては、平成26年度からの新たな指定期間に向けて、この夏から秋にかけて公募をしたりとか、このような事務が出てくるかなと思っております。

秋口には、指定管理者の選定委員会等を開催しまして、指定管理の候補者を選定してまいりたい。それを受けて、本年12月、第4回定例会のほうには、平成26年度からの新たな指定管理に向けての指定議案のほうを提案させていただきたいと考えてございます。

それから、労働法制の遵守の問題について、お問い合わせがあったかと思っておりますけれども、指定管理者とは基本協定書、これは5年間が指定期間であったら5年間を通して一つの基本協定書ということで交わすんですけれども、その中に労働関係法令等の遵守に関する事項ということも

入れておりますので、その中でしっかり指導するとともに、実際に仕様書の中でもそのあたりのことはうたい込んでいきたいなというふうに考えております。

○三好義治委員長 野口委員、地元業者育成、先ほどの小規模事業者の育成の答弁でよろしいですか。

○野口博委員 いいですよ。

○三好義治委員長 次に東角部参事。

○東角総務部参事 それでは、3点の質問についてお答え申し上げます。

1点が、滞納処分の差し押さえの状況、2点目が国税徴収法について、3点目が破産法についての基本的なスタンスということでございますが、まず、差し押さえの状況につきましては、先ほど申し上げられたとおり、平成23年度582件ございまして、平成24年度は、平成25年1月末現在で444件。内訳につきましては、不動産が105件、債権が337件、動産が2件というような内訳になっております。増減につきましては、昨年度よりも若干、滞納処分が減る見込みとなっております。

次に国税徴収法につきましてですが、本会議で質問がございました差し押さえ禁止物件についてでございますが、国税徴収法の第75条に規定しておりますとおり、例えば生活に必要な衣服や家具等、あるいは3か月間の食料、あるいは職人や技術者に不可欠な器具類などの差し押さえは禁止となっております。それらの差し押さえは行ってはおりません。

それから、破産法の破産開始決定後の差し押さえ禁止についてでございますが、破産法第43条第1項に規定しておりますとおり、破産開始決定後の差し押さえについては、いたしてはおりません。

なお、財産がある場合と財産がない場合で破産法は違うのですけれども、財産

がない場合につきましては、同時破産廃止決定ということで、決定が下されます。財産がある場合につきましては、もちろん自由財産は、議会でも出ておりましたとおり、生活費の3か月分、99万円までを本人に残すといたしておりますが、これにつきましては、本人が破産を申し立てて裁判所が破産手続の開始決定を行い、その後、破産管財人を選出したしますので、市ではなく、破産管財人が管理・手続を進めて、その後、分配するものとなっております。市のほうとしては、手続をいたしておりません。

いずれにいたしましても、資産・財産がなく、収入も少ないということになりますと、決算の委員会でも野口委員がおっしゃいましたとおり、地方税法第15条の7の規定に基づいて、滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

○三好義治委員長 牛渡課長。

○牛渡人権女性政策課長 それでは、人権女性政策課所管の平和施策に関しますご質問にご答弁申し上げます。

本市が提唱いたします、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言の理念は、現行憲法が保障する基本的人権の共有、並びに核兵器を廃絶し、世界の恒久平和の実現に貢献することを踏まえたものでございます。

エネルギーとしての原子力の問題につきましては、国の政策として取り組まれた経緯もあり、平和市長会議国内加盟都市会議の意見交換におきましても、地元自治体の実情も踏まえる必要があるとのご意見もあったところでございます。

今後とも、国の動きをはじめ、平和市長会議などにおける議論を注視してまいりたいと思います。

ただ、福島差別など、原発事故がもたらしました風評被害など、人権侵害につ

ながる差別につきましては、平成25年度に取り組みます諸事業を通しまして、啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○三好義治委員長 松方局長。

○松方選挙管理委員会事務局長 それでは、投票場の問題についてお答えします。

選挙管理委員会では、従前より投票場につきましては、狭い、暗いといった投票行動そのものを左右するかもしれないものについては、改善を進めてきたところでございます。

委員のお話の中にありました郵便投票につきましては、障害者手帳をお持ちの方、また、介護保険の被保険者証、このお持ちの方の程度によって郵便投票を受けておる状態でございます。

公職選挙法自体は厳格な法律でございます、なかなか厳しい面がございます。

ただ、お話の中にありました国への要望としまして、障害の程度が高いものでなくても、複合的な条件によって投票がままならない方もいらっしゃいますので、そういう部分についての緩和を国への要望としてしている状況でございます。

次に、期日前投票でございますけれども、期日前投票につきましては、従前から箇所数を決め、システムの環境整備をしながら検討しているところでございます。また、そのときによる人員の配置、これも含めて検討しているところでございまして、今般、前回の衆議院では二重投票が近隣市でございまして、そういう事案も見ながら、対応が可能なのかどうか。

また、新年度については、基幹システムの変更もございまして、それを含めて今の段階では検討しているという状況でございます。

○三好義治委員長 松田参事。

○松田警防第2課参事 中期財政見通しに示されているように、今後、消防資機

材を整備していくが、現在の消防体制はどうかというご質問にお答えいたします。

消防組織につきましては、三島町の時代から、昭和41年の市制施行を経て、人員・施設を増強し、現在、1本部1署3出張所体制で市民の皆さんの安全を守っております。

お問い合わせにもありますように、現地域防災計画の災害予防計画の中でも、消防施設の充実が記載されております。

平成30年までの中期財政見通しにつきましては、現保有の消防施設の更新計画となっております。

具体的には、平成24年度に消防車両3台、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車、ポンプ車、救急車を更新いたしました。

平成25年度以降は、化学車、救急車、小型動力ポンプの更新、はしご車のオーバーホールを予定しております。

また、平成27年度に整備予定の消防救急無線のデジタル化や吹田市との指令業務共同運用を目指し、情報収集体制や通信機能等、総合的な消防力の充実を図ってまいります。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 これは消防総務課所管分になるんですが、今の答弁の続きで、消防体制の今後の課題として、消防庁舎の改修についてお答えします。

消防における消防施設は、消防本部庁舎、千里丘出張所、鳥飼出張所、味生出張所がございます。

昭和56年に建築基準法施行令改正に伴いまして、新耐震規制がなされました。この規制に係るものは、昭和56年3月竣工の千里丘出張所庁舎と昭和52年12月竣工の鳥飼出張所庁舎でございます。

そのため、今後発生が予想される東南海・南海地震等の大地震発生時にも円滑な消防活動を行えるように、庁舎の破壊、

倒壊等を未然に防ぎ、そのおそれの有無を把握する目的で、鳥飼出張所の耐震診断を平成25年度予算に計上いたしまして、今後、消防庁舎の改修を進めていきたいと考えております。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

野口委員。

○野口博委員 2回目の質問に入ります。

最初に、財政問題について、再度幾つかお尋ねしたいと思います。

ご承知のとおり、アベノミクスの国の緊急経済対策との関係で、自治体から見れば、ご承知の多額の借金をつくるということで、前倒しも含めて、その時点でたくさんの新たな市債が発行されるという、従来型の大型公共事業に借金をつぎ込むという面と、同時に課長からお話がいったように、老朽対策だとか子育て支援だとか、国民から見ればいろいろそれに対して国も予算をつけるという、両面あります。

そういうことは一応前提として、これからいろんな財政問題については、7月の参議院議員選挙が終われば、いろんな形でまた違った方向が出てくるかと思えますけども、来年4月予定の消費税8%の前提条件をつくっていくということを一つの目標にして政治は動いていきますので、その中で、今出ている中で、例えば税制問題で孫に対する1,500万円の教育資金も贈与税を非課税にするとか、住宅ローンの減税拡大延長だとか、いろんな国民から見たら受益になる部分と負担増になる分と、両面が一応予定されているわけです。

例えば、地方公務員の引き下げが7月と、年金が10月から1%、来年4月か

ら1%、再来年4月から0.5%という、
こういう年金の引き下げ問題もあり、再
来年の10月からは、消費税10%とい
うことで、消費税問題は、地方財政から
すれば税収増になりますけれども、国民
からすれば負担増ということになります。

社会保障の一体改革と称して、これか
ら生活保護の引き下げを突破口として、
いろんなことが出てくるかと思いき
ども、ぜひ自主的に判断されて、市民の
暮らしを守る立場からの財政運営とい
うことで頑張っていたきたいというこ
とを申し上げておきたいと思いき

中期財政見通しの関係では、なかなか
細かいところまで行けんかもわかりませ
んけれども、例えば、基金からの繰入金
をたくさん今回計上して、基金が少なくな
ったと。中期財政見通しでは10億円、今
年度末では違いが出てくるけれどもとい
うことです。平成30年度に42億7,
200万円の基金が不足するんだとい
うことで数字を示していますけれども、そ
ういう大まかな、赤字に対してどう見て
るのかということと、そのために財政が、
国のいろんな動きもありますけれども、現
時点どう見るのかということについて、
少し突っ込んでご答弁いただければと思
います。

中期財政見通しの教育関係の事業二つ
については、前倒しということで、当然
平成27年度までの、今出されている分
については前倒しだけでも、100%の
耐震補強に向けて取り組むということは、
多分変わらんとは思いますが、その点
を確認しておきます。

橋梁延命化事業です。数字を申し上げ
たわけでありまして、ことしから三
つ、実際の橋の工事設計が動いていき
ますけれども、この間、調査をされて、
総額で平成30年まで2億2,400万円と

見込んでいますけれども、この総額も含
めて、金額的にどういうふうに見て
いるのか。これでいけるのか、さら
に多くなるのかのところを教えて
いただければと思いき

元気交付金の活用による一般財源の一
層の活用の問題でありますけれども、
今回のヒブワクチンの問題にしても、
お話のあった国保財政への繰り入れ
等々含めても、それについて一定の
評価も当然しております。ただ、
国の財政問題でヒブワクチンでは、
これまで個人負担で2,000円だ
とか2,500円でありました
けれども、これが全額公費負担にな
って、従前に比べれば、市の負担は
2,300万円だったのが、今回
8,000万円かかるわけですね。

国は、一定補助してはいたけど、それ
を全部なくして、1割は個人負担とい
うことで、9割は普通交付税で面倒
見ますよということで、そういう財
政措置をしているんだけど、摂津
市は不交付団体に多分、新年もな
るだろうと思いきども、そうしたら
計算上は、基準財政需要に計算され
るけれども、ほとんどは市の負担
になるという、こういう財政の
からみの中で摂津市は判断されて、
今回、ヒブワクチンを含めた3種
の感染ワクチンについては、全額
を公費負担にという点については
評価をしていますけれども、そ
ういう使い方をやっている。

そういうこと等を含めて、例えば、
子育て支援の問題で、私どもは乳
幼児医療費無料制度の年齢引き上
げを何回も申し上げてきました。
この間、担当部長の試算では、
現制度で中学3年まで通院で拡大
する場合は、約8,000万円前後
だということでありまして。

単純に、小学6年、中学3年、9
で割りますと、単年度900万円
でいけるわ

けです。1歳の年齢引き上げのために必要なお金は、市の負担900万円です。

こういう点も見れば、ご指摘いただいた一般財源という切り口で見ますと、まだまだ不透明ではっきりした数字はないと思いますけども、スポーツセンターの耐震事業だとか、情報収集伝達体制整備事業だとか、テニスコート、温水プール等々含めて、当初それぞれ事業ごとに見ていた一般財源が総額で2億円使わなくても済むようになったわけですね。

こういう数字上の結果を見ても、こういう長年要求してきたこういう問題についても、一定応えるべきだと思うわけです。その他もいろいろあるかも知れませんが、年間で1歳引き上げに必要な金額が900万円だということがありますので、この点についてもどうなのかということをお答えいただければと思います。

市有地の売却と活用の問題であります。基本的なお答えをいただいたと思うんです。くどくど申し上げませんが、要は、内部で検討されて、Aランクについて売却の足を踏んで取り組んできたという話であります。それは、行政側の判断であって、やっぱりいろんな意味では協働だとおっしゃっているわけで、市民にその問題を投げかけて、そこで市民的に検討する機関をつくって検討していくという手をぜひ踏んでいただきたいと思うんですよ。

そういう意味では、いろいろ旧ふれあいルームの問題とかご答弁あったんですけども、市有地の売却・活用問題全体についてのそういうシステムをぜひつくっていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

味舌小学校の跡地活用問題、いろいろ

ポスターの問題とか市長も言及されたけども、要は、市長が市民の前に出るときには、最終決着を、最終の中身をもって出なきゃならんということじゃなくて、一緒になって顔を突き合わせて、物事を一緒に論議をしたいということでもありますので、確かに市長の立場では、ああいう答弁しかないかも知れませんが、ぜひそういう趣旨で申し上げていると思いますので受けとめていただいて、気楽にやっただいて、市長みずからも顔の見える関係ということをおっしゃっているわけで、そういう環境をつくっていただいて、スムーズな市政の中で物事を進めるように努力をしていただきたいということで、これは要望しておきます。

市民税から見る市民の暮らしだとか、市内企業の問題であります。

確かに、いただいた資料を見ますと、1年前に比べて年少扶養控除などを中心として、課税負担増になりましたので、納税者にしても所得総金額にしても、若干ふえているわけです。これは、国のそういう制度改悪によってそうなったわけで、なかなか市民の暮らしは良くなっていないということでもあります。

いただいた資料を見ますと、平成10年度が給与所得から営業所得、農業所得、その他の所得等々含めて全体で見ますと、1人当たりの平均所得金額は、362万円から288万円ということで、74万円、この14年間で減っているわけです。サラリーマンだけで見ますと、63万円減っています。いわゆる、株が上がったり円安になったりして、それに対していろんな評価もありますけども、GDPの60%に相当する消費の部分を担う国民側の所得がどんどん減り続けていると。

この間、国会論戦で我が党は、賃上げを行うべきだという立場で、いろんな角

度から議論を行ってきました。その結果、ご承知のとおり、ローソンをはじめ幾つかの企業で、本給ではありませんけれども、一時金だとか手当てだとか含めて、いろんな形で応えていくという動きも広がってきています。この中で、さらに大きく広がっていただきたいと思うわけでありますが、暮らしの実態は、こういうことでもあります。

だから、ほんまやったら国を含めて政治の力で、賃上げのために発揮してほしいわけですが、なかなかそうはなっていないことがあります。

今申し上げたように、数字はそういうことがありますので、こういう14年間で税金を納めている方々の平均所得の減り分は、74万円だということをぜひ見ていただいて、今後の施策展開に生かしていただきたいということを申し上げておきます。

市たばこ税の問題であります。2月時点で12億1,500万円という数字でありました。年度間で見ますと、3月ということになりますけれども、そうすれば大体、平成24年度と区切った場合、どのくらい見てるのかということと、何でも使える一般財源ということで、自治体間でいけば、こういうお金については行儀よくないというお金だというふうに言われる方もたくさんいらっしゃるわけですが、今後、この市たばこ税問題について、行政側の取り組む姿勢といたしますか、スタンスといたしますか、この辺はいろいろ動いているかと思っておりますけれども、どういうものなのか、ちょっと参考にお答えいただければと思います。

権限移譲問題であります。

大体、山口課長の答弁でわかりましたけれども、いろいろ権限移譲がなくても職員の削減問題ということで進めておられ

るし、いろんな面で職員の向上といたしますか、そういうことがかかっているかと思えますけれども、ちょっと関連して、大阪府からの権限移譲交付金の総額ですね。

平成25年度になると、障害者関係の部分が移ってくるという話でありますけれども、総額がいくらになるのかお答えをいただきたいと思えます。

差し押さえ問題であります。

去年の決算のときに少し実例で論議をした経過はありますけれども、余りくどくど申し上げませんが、今申し上げた、どんどん市民の方々の収入・所得が減ってきています。家族構成によっては、子育て世代の方もたくさんいらっしゃる場合もあります。

そこで、実態をきちんとつかんでいただいて、そこで法律の兼ね合い、生活実態の中身を見ていただいて、その方々が、いろいろそこまで持っていくためにいろんな経過がありますけれども、市役所側の思いも受けとめていただいて、そこで合意に基づいて納付していただくという関係をぜひつくっていただきたいと思うわけです。

先ほどちょっと言われた、破産法の関係で、預貯金の20万円以上という問題について、ちょっと見解を示していただきたいと思うんですが、去年は26万円の分が差し押さえされました。20万円を超えたから差し押さえして、そういう話し合いに入ってしまったと思えますけれども、その辺の法的な意味での対応方について見解を求めたいと思えます。

とりあえず、実態をつかんでいただいて、寄り添っていただいて、対応方をよろしく願いしておきたいと思えます。

市債の問題です。先ほど、次長のほうから、いろいろ受けとめ方についてお話がありました。

先ほどは平成16年の市債残高の比較で少し紹介させていただきましたけども、摂津市が今日までの間で、最も多い市債の年度は、一般・特別会計で平成10年、1998年度で987億円でありました。当然、水道を含めると1,058億円、これが最大であります。

この年は、市としては財政健全化計画を発表した年度でもありますし、その前年度は、第1次行革が始まった年でもありました。下水もどんどん借金をして事業を展開し、全農跡地の35億1,000万円の買収も含めて、国の630兆円公共投資というところに自治体がどんどん、土地の買収も含めてそこに入っていったという年でありました。

そういう中で、今日の下水と一般で619億円ということで、だんだん減ってきたわけであります。

当然、摂津の財政規模の中では、過去のたくさんの借金を減らさなければ、財政もたないという面も当然ありますし、これまでいろいろ現市長1期目のたくさんの公共料金の値上げ問題だとか、第3次行革の積み残し分の廃止・縮小問題も申し上げてきましたけども、こういう過去の市債の残高問題を含めた財政運営について、きちっとお互いに評価もし合っ、いわゆる自治体としては、暮らしを守る問題と、そのための財政運営を行っていくという、この両立をいかにしていくかということ、ぜひ生かしていただきたいということで、このことを申し上げておきます。

平和問題については、課長からご答弁いただいたような、そのとおりで頑張っていたいただきたいと思うんですけども、ただ、原発問題について、後との兼ね合いがありますけども、この間、2か年経過する中で、福島原発4号機の視察、いろ

んなチャンネルでそういう模様が報道されております。

昨日の2周年を含めて、特に2年前、私どもも陸前高田市の市庁舎も行かせてもらったり、隣の青空市場で物を販売したり、高田高校前の仮設住宅で青空市をしたり、大船渡も見ましたけども、あそこの湾岸ずっと、その当時は民間の住宅の片づけに行きましたけども、湾いっぱい廃車になった車がどんどん積み上げられて、大変な状態であったことを改めて思い出して、胸が痛いという気持ちもありましたけども、そういう原発の4号機を見ますと、政府は収束宣言を行いましたけども、そういうところではないということについて、この前、福島の県会議長が、そういう場で退席をして、抗議の意味で立ち去ったということも記事にありましたけども、そんな状況で、改めて原発事故の悲惨さについて、きちっと伝えていくということが大事だと思っています。

そういう点では、広島・長崎の問題とか、人権の問題もそうありますけども、それに加えて、伝えるという点では、福島原発の事故の問題についても含めていただいて、そこで展示等を含めて周知徹底を図っていただきたいということをお願いしておきます。

選挙の投票所問題であります。要は、検討はされていくということであります。とすれば、今年度は間に合わないということでありますわね。

あんだだけ、廃止する前はどんどんどんどんやっておられて、それに対していろいろ大変だというご意見もあったりして、もうちょっと近くに投票所を設けてほしいと、改善してほしいという気持ち、今たくさん出ておりますけども、ぜひやっぱり参議院議員選挙、市会議員選挙に向

けて、予算の問題もありますけども、行政側の参政権を保障する立場に立てばできんことないと思いますので、その辺で少なくとも期日前投票の問題については決着をしていただいて、補正も組むなりしていただいて、そういう手だて、取り組み方を求めたいと思うんですけども、改めてお問いしておきたいと思います。

災害、防災対策の問題であります。るるお答えをいただきました。この前、市長には大阪府の防災研究会でつくった47行政区に対する調査結果をお渡ししました。この団体が、この2月に1年間検討されて、こういう冊子をつくりました。

いろいろな府下的な調査をもとに、大阪府の防災、災害対策として、8月末の南海トラフについての公表も受けて、どうするかということでもまとめています。

また、担当にはお渡ししますので、ぜひ研究していただきたいと思うんですけども、手順、段取りですね。地域防災計画を見直すために、修正するための作業を片田先生の絡みで業者を選定して、そこに頼むとおっしゃいました。

現在の地域防災計画は、もうできているわけですから。南海トラフの影響でも、地震は6強で一緒なんですわね。あとは、豪雨の問題についても、とりあえず徐々にハザードマップつくっていただいて取り組みも進んでますけども、そういう段階でこれから、昨年8月の結果を受けて見直していくと。今的な感じで、より市民の方々が、例えば地震だとか豪雨が発生した場合に、どういう避難路を通過して、どこの避難場所に行くのかと。どういう行動パターンをするのかということに最終的にまとめていこうと思いますけども、そういうことを考えた場合に、ぜひ、いわゆる担当職員直営でなぜできないのかというふうに思うんですけども、

そんだけ難しいんでしょうかね。今はたたき台もあるわけですから、この間ずっと頑張っていたいて、いろんな積み上げもなさっています。そういうことを考えれば、別に業者に頼む必要はないと思うんですけども、その点ひとつお聞かせいただきたい。

それと、耐震化率の目標設定ですけども、先ほど70.8%というものでした。もらっている資料では、公共施設全体で68.6%、防災拠点63.9%、避難所で69.7%、学校施設小・中学校で25年度末見込みで80.5%という数字であります。

これらは当面、言える分で結構ですから、何年度にどのくらい見込んでいるのか、わかる範囲でお答えをいただければと思います。

先ほど保育所問題を言いました。気になるのは、正雀の保育所問題です。当然、民営化問題という基本的なところに立ち返ってくるのかもわかりませんが、正雀保育所の耐震状況、建物状況をどう見ているのかお答えいただけませんか。

それで、先ほど申し上げたように、地震が発生した場合に、この前、地元の自治会で取り組んだああいう形も活用していただいて、より多くの方々に防災訓練、避難訓練を行うという取り組みがこれからはどんどん広がっていきなすけども、今、防災計画の見直しを進めながら、事が発生した場合に、いわゆる無線で連絡をしますと。受けた団体が、市内会社なり地域住民に連絡をして、災害弱者の方も含めて避難していくという、そういう物事が発生した場合に、自分たちはどういうパターンをしていくのかという。昨年、総務常任委員会でも和歌山に視察に行って、逃げる防災ということについて、改めて学んできましたけども、

いわゆる逃げるためには、そのための避難所だとか避難路だとか、今回、いろんな照明関係もきちっと改善されますけども、体制問題も含めて備えるということが大事であります。

そういう最終的なところに行き着くために、今年度、そういう問題に対してどういう形で取り組もうとするのかということも、ぜひお考えをお聞きしておきたいと思います。

それで、この冊子の中で、最後にまとめとして述べてることを紹介しておきたいと思うんですけども、この間の行革でどんどん職員が減りました。市役所の仕事は、行政パートナーとか派遣を含めてやっておりますけども、災害時に職員を先頭としてつくられているネットワークを中心として対応していくということが大事であります。

この1年間の調査をもとに、こんなことをおっしゃっています。ちょっと読ませていただきますが、東日本大震災で被災した自治体職員が、みずからのことよりも地域住民のために、昼夜わかたぬ奮闘をしてきたのはなぜか。全壊・流出した庁舎にかわり、高台にコンテナを並べた庁舎で、とにかく役場を開設した職員。休みもとらず生活相談に当たる窓口職員。体調を壊す住民の世話で避難所を回る保健師。そこには、住民のために働く自治体職員の姿があります。もうけや利益ではなくて、全体の奉仕者としての使命感が彼らを突き動かしていますという、こういうまとめもしております。

いろんな意味で、災害時には公的部分の役割が問われていますので、そういう点も含めて、いわゆる職員の数にしても、きちっとやっぱり精査をしていくということが大事だと思いますけども、後からまたこの冊子をお渡ししますけども、ぜ

ひ受けとめていただいて、今後の対策に生かしていただきたいということをつけ加えておきます。

少し1回目の質問で忘れたことで、入札の関係で、新年度事業で雨水幹線整備ということで鳥飼八町と東別府の工事、設計含めて入っていきます。こうした多額の予算で年度がまたがる工事に対して、どういう入札の形で取り組んでいくのかと。単年度ごとに契約するのか、工事の範囲を決めて、その範囲が二、三年としてもそういう工事の範囲を決めて入札するのか、考え方についてお答えをいただきたいと思います。

消防関係であります。いろいろご説明をいただいたわけであります。やっぱり、消防署という消火活動も含めて災害の拠点であります。先ほど、本庁と1署と3出張所と申しあげましたけども、そういう拠点である出張所であっても二つのところが耐震補強が進んでないということはいかがなものかと当然思うわけです、自然な受けとめとしてですね。

今回、鳥飼出張所の耐震診断に取り組んでいくことになりましたけども、本庁も含めて、やっぱりきちんとしていただきたいなと思うわけでありますけども、地域防災計画でいろいろ努力目標ということで規定されています。

例えば、消防力の充実の点では、消防水利の問題です。それと、活動体制の整備、消防職員の教育訓練、消防団の活性化、出火防止及び初期消火体制の整備では、市民による出火防止、事業所における防火体制の整備、広域問題、いろいろ項目が書かれていて、取り組みを進めていこうということになっておりますけども、こういう点も含めて、資機材の整備計画でも現在あるものの更新なり整備だということで、そういう点ではプラスア

ルファではないわけですから、時代に応じていろいろ車種は変更されますけども。

そういう点で見ますと、消防力という点でどう評価をしたらいいのか、わかるようにもう一回説明をいただけたらなと思います。

指定管理の問題であります。今後の予定については、お話をされました。いろいろこれから具体的に事を進めていくことになるわけでありまして。

摂津市の指定管理の現状は、いわゆる民間の株式会社とかそういう利益を中心と考える一般的な民間という点ではちょっと違いますけど、図書館は図書館流通センター、それとせつつ桜苑は社会福祉法人成光苑で、これは公設民営ということになります。

大体、それ以外はほとんど、市が一定かかわって、半官という意味合いで指定管理を行っているわけでありまして。これをどうするかという話になるわけでありましてけども、先ほど、労働法制の問題を言いましたけども、防災管財課長もその問題では、シルバー人材センターの形でことしから云々ということをおっしゃってるんですけども、法律上は9月30日から最低賃金が800円になっているわけで、少なくとも10月1日とか、やっぱり法に従って引き上げる形で対応することが当たり前だと思います。

それはそれとして、2010年、平成22年12月の総務省通達では、こう言っています。皆さんも当然ご承知だと思います。これまでの指導という部分から、助言ということで、そういう位置づけで政府は言っておりますけども、この導入をするかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度になっていること。公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供

者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。6点目で、さっき言った労働法令の遵守をうたっているわけでありまして。守ることは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、労働法令の遵守や雇用労働条件の適切な配慮がなされるよう留意することということなど、幾つか述べているわけです。

これもこの間、官製ワーキングプアが大きな問題になって、国会でも取り上げて、大きな社会的問題になりました。これを受けて、こうした通達は、例えば2011年、我が党の山下参議院議員の質問に対して、時の片山総務大臣が答えた後、こういう通達が出ているわけでありまして。

だから、最初の思惑が違って、長年各自治体で指定管理者制度が導入され、取り組んできた結果、当初の何が何でも民間に管理運営を委託するんだということではなくて、自治体に方向づけを委ねると。特に、労働条件を配慮しなさいということをやっているわけです。

そういう点で見ますと、これから摂津市はどうするかということを考えた場合に、この立場でどう方向づけをしていくのかというのが問われていると思っています。皆さんも当然、自治体としてのやるべき仕事の補完ということもありまして、現在の指定管理の状態だと思っておりますけども、ぜひ、そういう点も含めて、できれば現状の形で存続をすることを前提として、そこに経営的な手腕だとか、よりサービスをいかに向上させるかというところを、経営改善の中できちんと合意する中で事を進めるという流れが、一番妥当だというふうに僕は思いますけども、そういう点を含めてお答えをいただきたいと思っています。

ちなみに、図書館流通センターが、二つの図書館施設の指定管理を受けたわけでありまして、資料を見ますと、協議会の評価と行政側の評価の二つありますけれども、どちらもCなんです。A、B、C、DのCです。いわゆる及第点と申しますか、普通ですわな。Aが特にすぐれている、Bがすぐれている、Cが適切であると、Dは努力が必要であるという、こういう評価の中で、いわゆる可もなく不可もなくということなんです。

こういう結果が、図書館の指定管理で生じている問題についても、どう見ているのかということもちょっとこの際聞いておきたいと思います。

あと、最後に小規模事業者登録制度の問題であります。問題意識は共有しておりますので、ぜひ、前回1社でたくさんの金額を受注しているところもあれば、6割近い業者が1件も受注してないということもわかっていると思いますので、ぜひ平等に、公平に、登録事業者が摂津市の仕事を受注できるようにということで、改善を図っていただきたいということで、これをお願いしておきます。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 野口委員の財政課にかかわります何点かのご質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点でございます。中期財政見通しで示しております42億7,000万円の累積赤字を、今回26億円もの基金を取り崩してどう解消していくのかというお話でございます。中期財政見通しをはじく上でも、やっぱり不確定な要因というのはたくさんございます。先ほども答弁をいたしました、その時点の外部環境、日本の経済の状況、非常に大きく影響いたすのかなと。

かつて、摂津市も法人市民税は、30

億円を超える時代が続いていた状況もございまして。今回のアベノミクスが奏功して、そういうような税収が将来的に効果としてあらわれてくるということが、可能性としてはあるのかなというふうにも考えておりますし、先ほどご質問にございました市たばこ税の増収分ということです。これも大きく基金の残高に影響してきます。

それと、先ほどもご質問にございました普通交付税。平成25年度当初予算には計上いたしておりませんが、いろんな意味合いで収入が減少し、需要もある程度積まれるとするなら、普通交付税が交付成りになる可能性というのでも否定はできません。これもいわゆるプラスの要因になってくるかな。

あとは、第4次行革です。歳出面でのような形で改革をなすということで、上ぶれを考えられると。そういうようなニュースの不確定要素、これが上ぶれするような状況になるなら、42億7,000万円の解消もできてくるのかなぐらいには考えております。

続きまして、中期財政見通しで計上いたしております義務教関連の耐震事業と橋梁の延命化耐震ということです。

義務教に関しましては、一定、はじく時点での設計ができてなかったということで、総額自体では44億1,800万円程度見込んでおりましたが、これは現在、実施設計が行われ、ある程度額が固まった中でいうと、37億3,100万円程度に数字としては落ちてきております。

あと、もう一点の橋梁については、補正予算で調査等をいたしますので、中期財政見通しでは2億2,400万円を見ておるんですが、これも上ぶれするのか下ぶれするのか、今のところは不明になっ

ておりますが、いずれにしても、中期財政見通しに計上した事業というのは、我々としては一定、今後の予算の裏づけをしなければならない事業というふうに認識いたしておりますので、このことについては優先的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと、子宮頸がん等ワクチン接種にかかります財源構成の問題のご質問でございますが、平成24年度までは一定割合を国費、都道府県に基金を設けて、基金から補助金を出してきて、一部負担もして実施してまいったところでございます。

先ほど、個人住民税の増のところでのお問い合わせでしたが、住民税の年少扶養控除廃止によって、地方の増収分があるということで、ここのバーターとしてこの国費は削減しますよというのが国の説明でして、後は、ご指摘のとおり90%を普通交付税の基準財政需要額で見ますよという形で、マクロでは財源措置しておりますという形でございます。この分は、交付税上の単位費用にも一定反映されてまして、私も一定試算しておりますが、保健衛生費等で基準財政需要額の増は見られております。

続きまして、下水の雨水の問題でございます。東別府雨水幹線と鳥飼の排水の整備、この大きな事業が2本ございますが、今は概要での数字でしかつかんでおりませんが、東別府で26億9,000万円、鳥飼のほうで13億5,000万円程度必要になってくるのかなと。これをどう予算措置して、どう契約するのかというお問い合わせなんですが、基本的にこの事業ですと、この工事を考えますと、3年から4年程度の事業になるのかなと。

そうなりますと、予算の手法としては、継続費を設定するか、あるいは債務負担行為を設定するか、こういう形になりま

す。その年度を越える事業について、総額で一般競争入札を行うということが想定されます。これもまだ実施設計も何も出てきておりませんので、今の概算の段階での財政措置としての考え方は、その手法としては二つございますということでご理解願いたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 市有地売却についての住民の意見を聞くという、用地売却のシステムについて、お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、旧ふれあいルーム跡地につきましては、地元の自治会と協議を進めて、その売却の方法についての結論を出して行って、最終的に売却させていただいたということになりました。

また、今後予定されております旧の鯨生野団地の跡地につきましては、地元とワークショップ等を開きまして、今後のコミュニティセンター構想についての話し合いを持たれるというふうに聞いております。

それ以外につきましては、特に大きな面積の市有地につきましては、今後また自治会等と話し合う機会というのも検討してまいりたいと考えております。

続きまして、防災対策につきましてでございます。地域防災計画の見直しについて、地域防災修正委託料としまして870万円を計上しております。この修正につきましては、先ほども申し上げましたように、南海トラフ巨大地震の想定を今回の地域防災計画に反映させるということになっておりますが、その内容につきましては、大阪府の地域防災計画も修正され、その修正内容も受けて、摂津市の地域防災計画に反映させるという内容になります。

この修正におきましては、実効性のあるものということで修正をしていきたいと考えておりますが、同時に防災アドバイザーを群馬大学の片田先生にお願いしております。片田先生の専門のほうは、ご存じのように釜石の奇跡でありました逃げる防災。野口委員も言われております逃げる防災を中心にやられておりました、ただ、津波防災だけではなくて、摂津市が経験しております洪水に対してのような逃げる防災も同時にアドバイスされて、各地でそういう防災対策に取り組まれております。

この片田先生のご協力を得ながら、逃げる防災についても地域防災計画に反映していく仕組みをつくってまいりたいと考えておりますし、また、地域防災計画だけでなく、自主防災リーダー等や学校の先生たちを対象にしましたワークショップ等も開催する内容も含めておりますし、地域版のハザードマップを補完するリーフレット等も作成してまいりたいと考えております。

続きまして、耐震化率についてお答えさせていただきます。先ほども申しましたように、公共施設の耐震化率は、全部で137棟のうち97棟ということで、現在、平成24年度末で70.8%となっております。

平成25年度に予定しておりますのは、千里丘、味生、それから鳥飼西小学校の校舎、別府小学校の屋内運動場、それから二中の耐震化工事が実施される予定でございます、平成25年度末になりますと、80%となる見込みでございます。

また、正雀保育所の耐震化につきましては、現時点では耐震化されていないという状況になっております。耐震化の方針としましては、まず多くの方が避難所となる避難施設の小・中学校の施設、そ

れからスポーツセンター等、それから公民館、防災拠点等を順次耐震化していくという方針を持っておりますので、そこに保育所は現在含まれておりませんが、今後、施設の老朽化に対しての補修計画とか、その辺を含めて耐震化工事が実施されるものと考えております。

続きまして、逃げる防災につきましては、先ほど申しましたように、地域の方を含めてワークショップ等を、また、地域防災のリーダーの方、自主防災組織のリーダーの方たちを対象に、片田先生の逃げる防災から得られる方向性なり避難路の確保なり、そういう方向性を持ってワークショップ等を行って、意見交換を図ってまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、私のほうから、まず市有地売却等における市民合意を図るシステムについてどうかというふうなお問いであったかと思えます。まず、この点からお答えいたします。

これにつきましては、過日の本会議での答弁でもありましたことと少しダブるんですけども、政策決定過程、これについての市民の皆さんの参画を図るというふうなことはやっぱり非常に大事なことだというふうに思っておりますし、今後、行政に関する関心をもっともっていただいで、いろんな面で参画をいただくというふうな取り組みは、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、去年の9月に協働と市民活動支援の指針というふうな冊子を出させていただきまして、これは恐らく去年の決算の委員会のときにも申し上げたとは思いますが、市民と行政とのいろんなかかわり合い、いわゆる協働の領域。お互いにどの分野を主に担当して、どの

分野では主にどんな形で協働であったりとか、例えば企画立案への市民の参画の形をお示ししていると思います。

その中で、市有地の売却ということに特化するわけではございませんけれども、一定、市民の皆さんと非常に密接にかかわる部分につきましては、何らかの市民の意見を聞くという過程は必要というふうに認識をいたしております。主には、平成25年度ですけれども、例えば阪急の連続立体交差事業の関係でいいましたら地元でのワークショップ、また、私どもが担当しております安威川以南のコミュニティセンターの関係でも別府地域でワークショップを開催して、皆さんのご意見をしっかりと伺いしようというふうな取り組みを予定しております。

ただ、これらワークショップなり懇談会ということは今後とも活用してまいりたいと思っておりますけれども、もう一方で、将来的な行政の継続性ということ、これをしっかりと我々は行政の責任として、将来に対して責任を持つということが必要というふうに思っておりますので、こちらでのワークショップ、懇談会での皆さんの意見をいろいろ聞かせていただいた上で、最終的な案をこの二元代表制ということでございますので、議会のほうにご提案させていただいて、またご審議を賜るということになろうかというふうに考えてございます。

続きまして、権限移譲の関係でございます。平成25年度の権限移譲の交付金は全体で幾らかというふうなご質問であったかと思えます。

これにつきましては、大阪府のほうから市民活動支援課のNPO法人の認定事務をはじめとしまして、8課にわたってまして予算を計上してございまして、合計の大阪府からの補助金・交付金は820万

5,000円でございます。これの積算につきましては、該当事務の処理件数掛ける1件当たりの処理時間、1件当たりの処理にかかる人件費ということで、そのかけ合わせたものが交付金の合計というふうになってございます。

それから指定管理の関係で2点ほどご質問いただいております。

まず1点目で、市としての今後の指定管理についての考え方をもう一度述べよということであったというふうに理解をいたしました。これは、これまでずっと言ってきたことですが、現在、市のほうで直営、これまでしておいた施設についても、サービスの内容の維持・向上が図られるということ、また経費の面で、市が直営するよりも安価に提供できると、いわゆる効率的な財政運営といえますか、最小の経費で最大の効果が得られるというふうなことが明らかである場合については、今後とも指定管理ということの基本に据えて考えていこうということでございます。

ただ、平成22年12月28日付の総務省のいわゆる助言でございますけれども、この内容については、我々も重々承知をいたしておりますので、委員がおっしゃいました単なる価格競争の入札ではないよと。それと労働法令の遵守、この点は我々もしっかり念頭に入れて対処していきたいと思っておりますし、我々もこの単なる入札ではないということは重々心得ております。金額のみで判定はしないというふうにしております。

先ほどサービスが向上し、また経費の節減ということを申しましたけれども、もう少し具体的に言いますと、市がやる場合と同等の体制と費用で、より高品質であったり、高付加価値のサービスが提供可能であるという場合、これが一つで

ざいます。もう一つが、本市が直接行う場合と同等のサービスの内容がより効果的な体制や費用で提供できるということが認められる場合、この場合についてということで、指定管理ということを経営的に考えていきたいというふうに思っております。

それから図書館のことについてお問い合わせがございました。図書館等協議会でモニタリング評価の内容でございまして、C評価になっているよというふうなことであったと思います。

こちらにつきましては、協議会の委員の評価、それから施設所管課の評価、それから、それを含めて全体的な総合評価の3点でもって評価がされてございます。

総合評価のところにおきましては、委員さんの評価と施設所管課の評価を勘案しまして、全体として、これは100%のうちで66.1ポイント、これもC評価で適切であるというふうな評価結果が出ております。これは常日ごろの運営サービスについての評価というふうに思っております。

また、これは平成23年度から図書館を指定管理にしたときにも、文教常任委員会等でも重々議論があったところなんですけれども、やはり我々としましては、図書館を指定管理ということにすることによりまして、やはり目に見えた形で開館時間と開館日の拡充がされたということは、これは大きなメリット、また我々が直営でやってきたときよりもはるかに安価な経費でもって、そのサービスが提供できているということは事実でございまして、このことから私どもは図書館というのはやはり指定管理に適したものというふうに考えてございます。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 財政状況の中で、

臨時元気交付金を活用した一般財源の活用について、経常経費である乳児医療を取り上げられまして、全体にどう考えておられるのかというご質問だと思います。

乳児医療につきましては、文教常任委員会が所管でございますので、個別についてのお話はなかなかできないところがございますので、一般的なお話といたしまして、常々行革のチーム、財政課、人事課、政策推進課でございますけれども、こちらのほうで日々話をしておりますのが、やはり市民サービスの向上を目指しつつ、健全な財政基盤を確立するというをまず基本にやっというところを確認をしながら行革等々を進めているところでございます。

臨時元気交付金につきましては、一般的に建設事業費がその財源に活用されるものだという認識をいたしております。委員のほうで一例を取り上げられた事業につきましては、やはり経常経費のところ該当するのかなと思っております。経常経費につきましては、やはり所管それぞれにおいて、また市全体において、スクラップアンドビルド等々の手法を活用しながら財源を見つけていきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 市たばこ税に対する考え方ということでお答えいたします。

先ほども説明いたしましたとおり、本年度は12月から納付額がふえまして、3月分1か月を残しまして12億1,500万円が納付済みとなっております。

ご承知のとおり、市たばこ税につきましては、課税定額を超えた部分を翌年度に、市たばこ税大阪府交付金という形で返還することになっております。本年度の課税定額につきましては、14億7,300万円ということで計算が出ており

ますので、2億5,800万円ほど余裕がございます。

今の見通しといたしましては、課税定額内におさまるものと考えておまして、来年度の返還等はないと考えております。

○三好義治委員長 明原課長。

○明原警防第2課長 私のほうからは現状の消防力をどう評価し、今後どういう方針を持って体制の整備を進めていくのかというご質問に対し、ご答弁を申し上げます。

ご指摘がありましたように、消防力の充実につきましては、現在の地域防災計画の予防計画編に記載をいたしております。その中で、消防力の整備指針、これは消防庁の告示でございますけれども、この消防力の整備指針に基づき、施設の整備・充実に図るといふふうに記載をしております。

この消防力の基準でございますが、消防庁告示で旧の消防力の基準と呼ばれたものでございまして、平成12年に全部改正が行われまして、これまで消防力の基準では、必要最低限の基準というふうに位置づけをされておりましたが、この平成12年の改正によりまして、市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針というふうに性格が改められまして、市町村の自主的決定要素が拡充をされたというふうに我々は理解をしております。

本市におきましては、最終整備目標として、この消防力の整備指針を位置づけるものでございますが、現在、不足といえますか、足りない部分につきましては、地域の実情に合わせて職員、体制全てにおいて創意工夫をして、具体的な取り組みを期待をするものでございます。具体的な本市の取り組みにつきましては、現有車両を少ない人員の中で乗りかえ運用

をするなど、決して消防力が低下しないように、またご存じのように近隣市町とも消防の連携をとって、相互の応援協力を拡充するなりし、市民の安全確保に努め、消防力を維持しているところでございます。

しかし、まだまだこれとて十分でないことは承知しておまして、ただ単に今後は充足率を上げるということにとらわれることなく、指針を最終目標といたしますが、いかに先ほど申し上げました創意工夫して限られた人員と財政の中で消防力を維持・強化していくということをポイントとして整備を進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくご理解お願いいたします。

○三好義治委員長 明原課長、質問者は、現時点において、車両は充足しているのか、人は充足しているのか、消防団の体制は充足しているのか、現状の消防力、体制について、どう認識しているのかということの質問であるから、再答弁をしてください。

先に、松方課長。

○松方選挙管理委員会事務局長 投票所の件につきまして、委員のほうから近くにできないのか、期日前の増設はというようなお話でございましたけれども、選挙管理委員会としましては、平成19年のころから統廃合については検討に入っておった状況でございますので、統廃合するのがすぐということではございませんで、いろんな状況なり資料なりを検討しながら先年までの投票所のあり方を検討してきたところであります。

投票所までの距離ということになりますと、鳥飼東公民館が1,240メートル、千里丘小学校体育館が1,020メートルと、このあたりが1キロを超える範囲でございます。それ以外については、

ほぼ1キロを切っております。大体500メートル徒歩5分から6分というふうに見ておりますので、大体10分以内で投票所に行けるような感覚、距離の資料に基づいております。

また委員の質問は、高齢の方とかというところをお話かと思えますけれども、前回の衆議院の選挙におきましては、60歳以上の方の投票率が70%を超えております。ですので、この70%に満足するわけではございませんけれども、おおむね投票には来ていただいているのかなと思っております。

それから、期日前投票所につきまして、いろいろな条件がございますけれども、予算的な措置については、従前から措置をしている状況でございます、やはりその体制、それからシステム、そのような状況で、どんな仕組みでやるのか。単に期日前投票所をふやすということではいけないので、期日前投票を開いたとしても、どれぐらいの効果が見通せるかということも含めて、選挙管理委員会の中で検討し、諮ってまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 東角部参事。

○東角総務部参事 差し押さえ金額によって、破産法、あるいは国税徴収法ではどうということになりますかというご質問でございますが、個別のケースにつきましては、お答えを控えさせていただきたいというふうに存じます。これまでもご説明させていただいておりますように、まず督促状が出て、まずはコールセンターから連絡があり、また催告書も出させていただいて、そのほかに夜間電話なり、毎月の土曜の納付相談日などを設けさせていただいておりますので、市民税の普通徴収などにつきましては、年間4期ございますので、少なくとも10回以上は

ご連絡をさせていただいているようなことになろうかと思えます。できれば、そういう早期の納付相談に来ていただければというふうに思っているところでございますが、例えば収入をお持ちで、資産・財産もあるというような場合でございますと、税金をお支払いになられない一方で、その方の資産形成もされておられるということになります。そのような場合は、公平・公正の観点から差し押さえをさせていただいているというような状況でございます。

金額によってどうかということについては、破産法、国税徴収法では述べておりませんが、滞納額が発生しております場合で差し押さえる場合につきましては、全額を徴収しなければならないというようになっております。ただ、実際につきましては、来庁していただく中で、一人一人のご事情に耳を傾けて柔軟な対応をさせていただく中で納付相談を承ってまいりたいというふうにしておるところでございます。

○三好義治委員長 消防関係では、先ほどの消防力の評価について、もう一回答弁いただきますのと、もう一点、耐震化で、ことし出張所も耐震化をやっていくけれども、なぜ今まで放置していたのかという点と、本庁の関係も質問しているので、この辺も答弁願います。

先に、明原課長。

○明原警防第2課長 消防力の現況ということで、充足率を答弁させていただきたいと思えます。

まず、施設の車両でございますけれども、これは消防力の整備指針から算定しました充足率としては88%というふうになってございます。続いて、消防職員の人員でございますが、こちらは充足率でございますと54%、消防団の人員につ

きましては95%というふうに先ほどの消防力の整備指針から算定をいたしております。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 消防本部庁舎、また3出張所の庁舎の耐震化につきましてお答えいたします。

これは、先ほども言いましたように、耐震補強をしなければならないという建築基準法に基づきまして、昭和56年に耐震するようにと国のほうから法律で決定いたしました。消防本部及び3出張所におきましては、昭和56年以前に建てられた建物というのは、千里丘出張所と鳥飼出張所でありました。本部庁舎につきましては、昭和56年以降の平成3年に竣工されておりますので、この規制にはかかりませんでしたので、平成25年度予算のほうで千里丘出張所と鳥飼出張所の耐震診断を予算計上させていただきました。今後耐震化を進めていきたいと考えております。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 消防力のところで、所管外ではございますけれども、職員全体を預かる市長公室としてご答弁をさせていただきます。

消防機関の条例定数は93人となっております。人事を担当させていただき我々といたしまして、近年でありまして、ほぼ100%に近い形で退職者補充をしておる状況でございます。そのような状況であるということもあわせてご説明をしておきます。

○三好義治委員長 北居消防長。

○北居消防長 消防施設の耐震化でございますが、今、総務課長が答弁しましたように、消防本部庁舎につきましては、これは平成3年建設でございますが、とにかくは昭和56年の新耐震基準はクリ

アしている建物であります。ですが、本会議でもご提案がありましたように、この消防本部庁舎のみではありませんが、市の災害対策本部が設置される建物、これなどとあわせて、防災拠点という観点から、この消防本部庁舎の機能の維持をご提案の免震化についても、今後は検討しようかと考えてはおります。

それともう一点は、市長公室次長からご答弁いただきましたけれども、決して消防も人員削減の中で聖域ではないと、それは認識しております。消防だけが条例定数を確保しているという批判の対象にも、これはなっているかもしれませんが、一方で、先ほど警防課長が答弁しました国の整備指針から見ると、職員数は54%の充足率となっております。ただ、この54%の充足率、この充足率だけを問題化しているのではございません。私、把握しているところでは、日本国中、これが100%の充足率であるような消防本部はないと聞き及んでおります。ということで、我々も先ほどの答弁にありましたように、ここは実情に合わせまして、職員が創意工夫して、人員の削減はしてはおりませんが、この足りない中で地域の活力、消防団の活力も活用させていただき、それから防火水槽につきましても私設の防火水槽を活用させていただいて、消防力の充実を目指しているものでございます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後2時12分 休憩)

(午後2時13分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

納家課長。

○納家消防本部総務課長 答弁の訂正を1件お願いします。

先ほど私が答弁しました千里丘出張所と鳥飼出張所の耐震化につきまして、2

出張所を今年度耐震化するというのではなく、まずは平成25年度予算で耐震診断をするのは鳥飼出張所であります。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 1点だけ答弁が抜けているので、それだけを質問して、あとは全部要望にしておきます。

質問は、地域防災計画について、その修正、見直しについて委託をすとおっしゃった件で、本当にそうなのかと、直営で頑張ってもらいたいという趣旨の質問をしましたが、再度それだけ答弁を求めておきます。

それで、山口課長がご答弁なさった市有地の問題です。確かにその項目項目では、これからワークショップだとか地元協議ということで入っていきますけれども、この市内でこれまで検討されてきた基本的な問題について、そういう領域についても協働とおっしゃるならば、ちゃんと市有地全体を見越した情報公開をして検討できるシステムをつくったらどうかということを行っているわけで、そういう角度からぜひ今後検討していただきたいと思うので、お願いしておきます。

ヒブワクチンの問題とかの元気交付金の関係で活用されるだろう、この一般財源の問題について、いわゆる経常経費等ということで、そういうふうなご答弁がありましたけれども、ぜひ年間900万円で1歳引き上げになりますので、乳児医療費の対象年齢引き上げについて、ぜひ早急に結果が出るように検討をお願いしておきたいと思います。

あと投票所問題であります。いろいろ理由づけは、もう結構ですので、ぜひ早急に今以上に多くの皆さんが投票所に行ける条件整備のためにどうあるべきかという角度からご検討をお願いしておきますので、結果を楽しみに待っております

ので、よろしく願いしておきます。

消防関係であります。今、訂正答弁もありましたけれども、少なくとも予算の関係もありますけれども、防災拠点の一つである出張所の中で耐震補強が進んでいないということは、市民から見てもおかしいわけで、今回、鳥飼出張所について耐震診断の147万円が組まれていますけれども、補正予算を組んででも、やっぱりやるべきだと思いますので、再検討していただくようお願いしておきます。

指定管理者の問題であります。いろいろ課長からご答弁いただいたわけありますけれども、去年の7月にまとめた検討委員会の提言書の中で、こんなことを言っているんですね。「仮に外郭団体が指定されなかった場合、そこに在職する職員の身分や処遇に与える影響を考慮し、適切な支援を市として行うこと」という文言があります。先ほど私は、現状の指定管理の状態を見ても、こういう状態ですよということで、この形は踏襲していただいて、あとはより工夫していただいて、まともになっているんだというような形で出発するようにやってほしいということ言いましたけれども、国のそういう助言なり通達にしても、自治体の自主性に任せるということをおっしゃっているわけで、単純に例えばシルバーの方々の仕事がされる場所で、自転車の管理の部門が民間に変わった場合に、そこで働いた方々が、そこでまた雇っていただけたらいいわな。そういう、今は市がかかわってやっているから、高齢者の皆さん方がいろんな、経済状況の違いはありますけれども、小遣いをいただきたいということと、それから生活費とかいろんなことがありますけれども、そういうことで仕事をさせていただいて、日々生活をしているわけで、そ

ういうところが単純に営利企業に指定管理した場合に、そういう雇っていただいた方々の今後継続できるかどうか、ごっつい不安であります。保障もされません。そういうものも生じますので、これまでの実績も踏まえて、先ほど申し上げたように、今の形を生かして、その中で工夫してやってほしいというところで、指定管理者の選定を行うべきだと思うわけがあります。

それと2回目の質問で、労働基準法の問題を言いましたけれども、そういう条件で指定管理に出しますけれども、じゃあ、そのとおりにやっていますかという、その実際の管理、監督といいますか、それはどうなさっているんですか。その辺いろいろ問題もありますので、もう要望にしますけれども、こういう点を含めて、ぜひ受けとめていただいて、検討をお願いしたいということを申し上げて質問を終わります。

○三好義治委員長 指定管理の関係は全て要望でいいんですか。

○野口博委員 要望です。

○三好義治委員長 それでは、西川課長。

○西川防災管財課長 地域防災計画の修正を担当職員で直接できないのかというご質問にお答えさせていただきます。

先ほども説明させていただきましたように、地域防災計画の修正につきましても、南海トラフ巨大地震の被害想定を反映するものになっておりますが、地域防災計画の中身につきましても、地震対策、それから浸水対策と二つに分かれています。地震対策につきましても、先ほどの被害想定をもとにされるものでありますが、浸水対策につきましても、実効性のあるものということで反映させていきたいと思っておりますが、具体的にどういうふうになるのか。この前、地区別の

ハザードマップを配付いたしましたように、その避難勧告による詳細な基準も、今回のハザードマップで決定しておりますので、それらを反映させる。それから、それ以外に、先ほど申し上げましたように、地域防災のリーダーの方たち、それから防災教育についてもワークショップや、それから地域版のハザードマップ等の作成も、その委託の中に入れて、専門的な知識にのっとったそういうものを作成してまいりたいということで委託を発注したいと考えています。

○三好義治委員長 野口委員の質問が終わりました。次に、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど野口委員からいろいろご質問がありました。ちょっと角度を変えながら整理ができるように質問させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

申しわけありませんが、番号を最初に振りますので、番号を言ってからご答弁をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

最初に、補正予算のほうからでございますが、補正予算書の22ページにあります款16、財産収入で、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入についてです。減額補正をされておりますけれども、この間本会議の中で一部質問が出ていましたが、その中身と、それに至った、これまでの経緯もご説明いただきたいと思っております。

2番目に、移動系無線装置委託料、防災行政無線改修工事についてです。67ページに載っています。款8、消防費、項1、消防費の目4、消防対策費の中で、今回増額補正されています、移動系無線装置委託料、それから防災行政無線改修工事、これ情報収集伝達体制整備事業ということになっておりますが、どういった

内容なのかご説明してください。

それから、これはアナログ体制のものをデジタル化をするということですが、どういった違いが出てくるのか、あわせて説明をお願いします。

ここから平成25年度予算に入りますが、3番目に市税収入についてでございます。

予算書の20ページに市税収入が書いています。先ほどもご質問がありましたけれども、私のほうは、この市税収入の推測、目測をどのように見られているかという額面には出てこないような部分の認識をお問いをしたいと思います。最初に去年お示しいただいたとき、総額でいいますと市税収入の総額は169億円で見ていたということでございましたが、年が明けてことしお伺いいたしますと171億円ということで強気の見方をされたらと、修正されたということでございました。その辺の市税収入の分につきまして、市民税の個人と法人の分は、どんな角度になったのか、財政方の見通しがどんなふうに強気にされたのかということをお示しをいただきたいと思います。

4番目は、地方交付税です。先ほどもご答弁がございましたが、平成25年度は不交付団体ということで見られています。しかし、私は、これは多分交付になるん違うかなと思ったりもしています。8月ごろには、その確定がされるというふうに思いますが、平成24年度も交付になりましたけれども、ほとんど変わらないのではないかと考えているんですが、その基準財政需要額と収入額との差はどれぐらい、すれすれじゃないかと思うんですけれども、どれぐらいの見立てをされているのかということと、それから平成25年度は何かそれでいけるとは思う

んですけれども、それ以降は、多分消費税の関係なんかもあって、できるのは1年だけなのかなと思ったりもするんですが、その辺もあわせて財政方の考えを教えてください。

5番目に基金の温存についてです。先ほど来、議論がありますように、平成25年度は26億円の基金を取り崩すということで、残り29億円云々ということになります。一番やっぱり心配なのは、これからの見通しで、これを何とか少しでも戻すという、温存するということが気になる場所なんですけれども、いろいろ要因があります。今言われています中では、先ほどのこの交付団体になるということも一つあると思います。それ以外にも、平成24年度の段階で、最終決算が上がっていませんが、この段階でも、先ほどの市たばこ税も今回補正しているよりもたくさん入っているということですから、まだ入ってくる可能性もありますから、それでまた戻せる、温存できるという可能性も大きくありますし、また不用額もまだ出てくると思います。これが、中期財政見通しでは、平成24年度の末でいいますと55億円ということで見てられますけれども、これを上回るぐらいまで戻せばいいなと思うんです。

それから、平成25年度もそうですけれども、先ほどの普通交付税がもらえるかもわからないという話とか、市たばこ税の増収があるかもわからないとか、いろいろと要因はあると思うんですけれども、そういったものを含めて、市長もそういえば本会議の中では「確信をしています」というお言葉を言われていたけれども、その確信という部分は、ほぼこの中期財政見通し程度は戻せるだろうということのように私は受け取ったんですけれども、財政方としては、どれぐら

い戻せるというふうにみられているのか、言えるだけのことをおっしゃっていただいて、私が安心できるような言葉を書いていただければ一番ありがたいと思うんですが、ご説明をお願いします。

6番目、選挙費について、先ほどもいろいろとご議論がありました。去年の衆議院議員選挙のときに、実は統廃合されました千里丘地域、初めて今回千里丘小学校で行われましたけれども、そのときに実は、受付する場所が1か所しかなくて、そこへ二つの投票所の方が来られたもので、対応ができなくて行列がずっと外にできてしましまして、寒い中で、外で行列で待たされたということで、苦情を言われた方も出られました。体制を2か所にするとか、何か外で並ばんでいいようにしてもらえればよかったんですけども、そういうことを受けて、今後のこの体制、早速この7月には参議院議員選挙がありますけれども、その対策をどう改善されたのかということをお聞きしたいと思います。

それから7番目ですが、少数精鋭体制の構築ということでございまして、市政運営の基本方針には、職員に対して、これから少数精鋭体制の構築をしていくというふうに言われておりますけれども、実際には、その少数精鋭の体制とは、職員体制としては人数としては、どういう中身を考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから8番目、創造的人材育成事業についてでございます。これは予算概要の10ページに載っていますが、管理職育成等研修委託料というのがあります。この研修内容ですね、どういうふうなことを予定をされているのか。また、この下に職員自主研究グループに補助金を出すということになっていますが、この補

助をされるその基準、どのような基準で補助をを考えておられるのか。既に受けているグループがあるということですが、その実績や中身について、また、こういうことを通して、どのような人材を育てようとしてされているのかご答弁お願いしたいと思います。

それから9番目、予算概要の100ページにあります自主防災組織支援事業について、平成25年度としては、どのような支援をを考えておられるのか、ご答弁お願いします。

10番目に、防災対策事業といたしまして、地域防災計画の策定については、先ほども議論がありましたので、答弁はもう結構でございますけれども、とにかく実効性のある計画にしてもらうということと、十分に市民の合意が得られるような、市民の意見が盛り込めるような仕組み、体制を、一つは女性の視点をしっかり入れるということをとっていただいておりますけれども、女性だけではなくて、要は要援護者の視点とか、いろんな視点がしっかりと盛り込めるような、そういう実効性のある計画にさせていただくように、またそれをするための仕組みをつくっていただくように、これは要望しておきたいと思っております。

それ以外に、いろいろと細かい提案を今までやってまいりました。例えば、去年の一般質問では、国交省が予算を持っています「まるごとまちごとハザードマップ」というふうな取り組みをやっていまして、これは手を挙げれば、特に淀川筋はそれができることになってまして、国の予算で水害のときの標識をいろんな公共施設とかに設置することができるという事業がありますけれども、検討しますということではございましたけれども、そういったことの取り組みについては、

どうされていくのかということです。

それから関西電力が広告を出していますが、その広告とあわせて水害の高さを表示するようなこともやっています。これは関電のほうのサービスで一部やっているんですけども、そういったものも提案をしましたが、それなんかについても協議がどうなっているのか、平成25年度について前進していくのかどうかをあわせて教えてください。

それからもう一つ言っていました水害対策などで、この企業とかいろんな施設などとの防災協定で一時避難をできるようにしてもらったところについては、それがわかるような、わかりやすいプレートを設置をしていったらどうですかということも言っていました。そういう検討についてもどうなったのか。要は、住んでいる市民に周知ができるということを目的でとにかく防災100番というプレートというふうに提案していましたが、そういうものについての検討はどうなっていますかということをお尋ねしたいと思います。

11番目は新型インフルエンザ対策事業についてでございます。これは、予算概要の102ページに記載がありますが、新型インフルエンザ対策事業について、これは今回、条例も提案されていますけれども、この事業の中身をまずご説明いただきたいと思います。

それから12番目に消防庁舎管理事業です。これも先ほどご議論がありました。予算概要の96ページにあります消防庁舎管理事業については、今回、鳥飼出張所を耐震診断を実施をされるということでございます。千里丘出張所も非適合なので、引き続いて多分やられるということになると思うんですけども、これはこれで大事なことなので、進めていっ

ていただきたいということになるんですが、一つちょっと気になるのは、この第4次行革の中の消防広域化と出張所のあり方の整合性を図りますというのがあるんです。これは、これでまた検討をされていると、これ平成26年までの目標値になっていますけれども、恐らくこの広域化というのは全然進んでないので、平成26年というのは、無理なんだろうと思いますけれども、この辺で、もし平成26年を目指してやるということであれば、例えば私の勝手なイメージですが、吹田と摂津で共同の運営をするということであれば、少しそういう近くにこの吹田の消防署と摂津の出張所が近かったら統合できるというふうな可能性も出てきます。そういう意味のことが、この検討としてはあるんだろうと思うんですけども、その辺との整合性は考えないといけないと思うんですけども、その整合性を一度ご答弁お願いしたいと思います。

それから、本庁ですね、消防本部の耐震については、これは本会議でも、この昭和56年以降だったので、耐震には問題ありません。ただ、いろんな機器が置いてますから、免震構造について検討いたしますということでございました。それはもうぜひそうしていただきたいなと思いますし、また建物ができ上がって、全体を免震するというのは、非常に難しいと思うので、多分この一部分を免震化することになると思うんですね。そうしますと、やっぱり、例えばこういう天井部材とか、この間の地震でも天井が落ちてきていたりとか、ダクトがぱつと落ちていたりとかということがあって、やっぱり災害の指令塔となるところがそんな状態になっているようでは、やっぱり支障を来すということを考えますと、やっぱりこの非構造部材の耐震化という

のも考えていかないといけないと思うんですが、そういった考え方についても一度ご答弁お願いしたいと思います。

13番目でございますが、指令通信事業についてでございます。これは予算概要の98ページに載っています。指令・通信事業について、吹田市と共同で消防指令業務の運用を目指すということでございました。

このことは、私はこの消防本部の広域化をしていくための第一歩を踏み出されたのかなというふうに認識もしていたわけですが、どうもお聞きしますと、ちょっと違うようでございます。これまで、先ほど第4次行革の中に広域化というふうな検討というのがありましたし、それに対して、やっぱり議論も今までされてきています。それから、大阪消防庁構想というのがあるんですね。そういうのもあったりとか、今回、茨木と吹田と摂津で3市でこのデジタルのこの指令業務の共同運営、共同開発を協議をしていたということがありまして、こういう流れがあって、僕はもうこれが足がかりになって、やがては3市で、この広域化が進んでいけるのかなというふうにイメージをしていたんですけども、ちょっと整理できるようにご説明をお願いいただけないでしょうか。

それから14番目でございます。災害対策本部の非構造部材の耐震化ということで、これは市役所庁舎のほうでございます。こちらのほうも大災害が発生をいたしますと、特に大地震になりますと、この市役所庁舎の中に、この災害対策本部が設置をされ、また拠点になってまいります。そうしたときにやっぱり非構造部材の天井が落ちたりしていたら、これは機能を満たさない。また、OA機器とかいろんなものが散乱をしますね。被災

をされたところの庁舎なんかを見ると、もうその部屋の中の本などがいろんなものが散乱していて、仕事を始めるのに随分とかかったというお話を聞きましたし、そういう意味では、そうならないための対策をしっかり進めていく、また非構造部材の耐震化などもしておく必要があると思うんですけども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 藤浦委員の6点の質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目、平成24年度補正の中に含まれております不動産売払について答弁させていただきます。平成24年度補正予算としまして3億253万4,000円の減額をしております。

本補正予算は、前年の残り1件含める5物件と、それから市営鯉生野団地の一部用地、それから鳥飼野々団地の一部用地の2件を加えた7物件を歳入として計上しておりました。そのうち、鯉生野団地の用地の一部につきましては、今後のコミュニティセンターの構想に関連しまして売却を見合わせております。また、第1回の公募としまして、鳥飼野々団地は含まれておりませんが、千里丘2丁目のことぶき商店街、三島2丁目の包括支援センター前の三角地、東一津屋の2物件と、前年度の売れ残りであります鳥飼新町の5物件につきまして公募を行っております。10月29日からの公募を行った結果、ことぶき商店街の土地の売却が決定して3,150万円の歳入がございました。また、現在、第2回の公募を行っております。売れ残りの4件に鳥飼野々団地の一部を加えた5物件について現在、公募を行っております。

続きまして、移動系無線更新の内容につきまして答弁させていただきます。今

回補正しております情報収集伝達体制整備事業につきましては、3,526万3,000円を計上しております。昭和63年に整備されました行政無線、同報系と移動系を一部更新するものでございまして、整備から25年が経過して、設備のほうの老朽化が進んでございます。

移動系無線につきましては、車載機、携帯機がございまして、移動系無線の設置委託料として1,810万円を計上しております。移動系のみ独自の行政無線にかわりまして、MCAというマルチチャンネルアクセス無線ということで、財団法人の移動無線センターが設置した中継基地を介して、アンテナを利用して、指令台と携帯局50台の設置を行うものでございます。

また、国の平成24年度第1次補正としまして、防災情報通信整備事業交付金としまして、全国瞬時警報システムJ-A L E R Tの自動起動がまだ未整備の団体について交付されるものでございまして、今回、それにあわせて自動起動が可能となるような整備を行っております。J-A L E R Tとは、人工衛星を用いた情報を送信し、防災行政無線により、国から住民まで瞬時に情報伝達ができる仕組みでございまして、情報伝達として位置づけられております。J-A L E R Tで配信される情報につきましては、先日の弾道ミサイルの情報でありますとか、航空攻撃の情報、緊急地震情報などがあります。摂津市においても、平成22年にJ-A L E R Tの受信アンテナと受信機を設置しておりますが、情報発信を行う防災行政無線はアナログ方式のため、自動起動が行えない状況でありました。この状況を改善するため、アナログ方式の同報系無線操作卓、本館の2階にございますが、デジタル対応可能な操作卓に

更新して、J-A L E R Tを接続することで、自動起動が可能となるものでございます。

続きまして9番目の質問、自主防災組織の支援事業につきましてお答え申し上げます。自主防災組織の支援事業につきましては、平成25年度として60万円計上しております。現在12の自主防災組織に対して、5万円を上限として、自主防災訓練を支援してございまして、自主防災組織の相談に対して、炊き出し用の鍋や携帯ラジオ、トランシーバー、LED携帯ライト、緊急持ち出し袋などを支給して、防災訓練に生かしていただいております。

10番目、防災対策のまるごとまちごとハザードマップ、それから関電の制度でございまして、まちごとハザードマップ、それから水害対策として、防災協定を結んだところへのプレートの検討についてはどうなっているのかについてお答えさせていただきます。

まるごとまちごとハザードマップにつきましては、国交省の事業にございまして、国からの補助金等でハザードマップ、電柱や壁等に浸水深を掲示するような仕組みの補助金がございまして、それにつきましては、平成24年度事業としまして、国のほうと協議してございまして、摂津市役所、それから新鳥飼公民館のほうに2か所につきまして、ハザードマップのプレートを付けてまいりたいと考えております。

関電のハザードマップの補助というんですか、そのやり方等を今後地元と継続的に協議しながら、進めてまいりたいと考えております。

それと民間協定等のプレートにつきましては、来年度から行います事業所防災ネットを通じて、防災協定を拡大してい

く中で、この辺の検討もさせていただきたいと思っております。

11番目、新型インフルエンザの対策の内容につきましては、新型インフルエンザ対策事業としまして、消耗品費20万円を計上しております。これにつきましては、消毒剤の購入としまして20万円を計上しております。これは新型インフルエンザが発生した場合の消毒、そこで用いられる消毒品として、消毒剤として予算を計上しております。

新型インフルエンザ対策につきましては、本議会にも提案させていただきまして、国の新型インフルエンザ等対策措置法というのが位置づけられておりまして、その中で新型インフルエンザ対策本部を設置する条例を今回上げさせていただいたものでございます。

この新型インフルエンザ対策措置法に基づいて、国や地方公共団体が行動計画を作成して、それに基づいて行動することになっておりまして、政府の行動計画については、現在パブリックコメントを実施されておりまして、3月18日まで意見募集を行っております。その後、大阪府の行動計画作成を受けて、市が行動計画を作成するという運びになるものでございます。

14番目の市役所庁舎の非構造部材の耐震化につきましてお答えさせていただきます。市役所内には、棚等、それからOA機器等、転倒して破壊されると、その後の防災対策に支障を来すものがたくさんございます。防災管財課のほうでは、コンピューター等、それからOA機器、情報収集のテレビ等は、バンド等で地震発生時にも揺れない構造にはなっておりますが、そのほかの部署につきましては、まだ非構造部材の対策ができてない状況にございます。今後につきましては、関

係部署と協議しながら、非構造部材の耐震化についても努めてまいりたいと思います。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 市税収入の内容につきましてご説明させていただきます。

先ほど、169億円から171億円と2億円のずれということでご質問があったわけですが、その主な要因といたしましては、法人市民税が今回の補正予算で最終的に19億2,310万円になりますけれども、来年度当初は21億2,560万円ということで2億円増額で計上させていただいております。

その理由といたしまして、法人税につきましては、法人税率の引き下げが先行されておりまして、それが実施されている分が減収要因になるんですけれども、それと同時に課税ベースの引き上げが行われております。具体的に申しますと、100%繰越欠損金を法人所得に充てたわけですが、このたびの改正で、それが80%に引き下げられております。これは、今まで繰越損失を法人所得に充てた部分につきまして、納税義務が発生していなかった企業に対しまして、新たな納税機会が訪れるということで、その分が増収ということになっております。

それと、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、企業所得が平成23年度につきましては、結果といたしまして7.3%のダウンということでございましたけれども、現在進んでおります平成24年度の見通しといたしまして、3.4%の増ということで統計が出ております。そういった部分に期待をいたしまして、前年比0.8%減の1,750万円減、21億2,560万円を法人市民税に計上したということでございます。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 4点目の地方交付税の見通しと、5番目の基金の温存についての2点についてご答弁申し上げます。

まず、地方交付税の見通しなんですが、政権が変わって、地財対策どうなるかなと見ておったんですが、所要一般財源は、前年度並みに確保するというございました。それで、出口ベースの地方交付税も昨年からいいますと4,000億円程度減の1兆7,000億円が確保されております。ただし、野口委員のご質問でもございましたが、地方公務員の給与費削減、ここの部分が9,000億円程度ございます。これもちょっと単位費用が法定ですので見ておりますと、この影響は需用額で出ております。それとともに、その9,000億円の補填として、例えば緊急防災減災事業に5,000億円、地域の元気づくり事業3,000億円、これは臨時元気交付金とは違うんですが、一定の歳出を積んでおります。そうなりますと、マクロのベースでは需用額については、一定変わりはないのかなという現象になっておるんですが、例えばその地方公務員の給与減を摂津市に当てはめると、約1億3,000万円程度が需要減になるのではないかというふうに見ております。昨年1億4,600万円の交付基準が出ております。この大きな要因は、需要も収入も対前年を下回っておったんですが、収入が需要より下回る額が多かったということで、交付されたという形になっております。

したがいまして、当初予算においては、この現状を鑑みて、交付税について、普通交付税についてはゼロというふうにさせていただきました。

ただ、いつもこの時期に、地方交付税の単位費用が国から出てまいります。こ

れを単純な形で計算いたしますと、いつもそうなんですが、平成23年度もそうだったんですが、我々が試算しますと一定交付成りになるという数値が出てまいりますが、ところが省令で任されております補正係数でありますとか、そういうものを7月算定に向けて、総務省のほうで積算しますので、その影響が非常に大きくなりますので、現状、この交付税については、私のほうでは交付成りになるという確信は持っておりません。交付税の見通しについては以上です。

それと、将来はどうなるのかというお話もございました。可能性としては、この平成25年度が非常に高いというふうには認識いたします。それもやはり消費税の増税が控えておまして、平成26年、平成27年、平成28年と中期財政見通しでは、消費税増税以外の地方消費税交付金、現状は1%でございますが、消費税が10%になったときの地方消費税分は2.2%、1.2%増になりますので、単純に1%の部分で地方消費税交付金が約10億円ですので、単純な計算をしますと12億円増になるよということなんですが、中期財政見通し上では10億円程度という形で増になるというふうには見ておりますので、それが基準財政収入額に算定されますので、その金額を見れば、やはりことしの1億4,600万円の交付基準を考えますと将来は不交付団体になる可能性が高いのではないかという見方をいたしております。

続きまして、基金の温存ということでございます。現在、平成24年度補正後の主要基金の予算ベースの残高が52億8,700万円程度でございます。午前中にも答弁いたしました、予算ベースで当初予算、そこから25億9,100万円程度取り崩しておりますので、平成

25年度末残高は28億9,700万円に予算ベースではなるといってお話でございます。

ご質問にもございましたが、不確定要素というのが非常に多うございます。市たばこ税増収分というのがここに乘っかけてくるのではないか、これは平成24年度の決算見込みにおいて戻ってくるのではないかということも一定ございます。まだ当初には残っております土地の売払収入ですね。これも鳥飼野々団地の分が、これが約2億円程度で売れるのか売れないのか、この辺もかかわってまいります。

それとご質問にございました最終補正後の現計予算から出てきます不用額、これ経験予測からいいますと、10億円を超える不用額が出てまいります。ただ、これには、特定財源が、歳入の減というものもありますので、一般財源ベースではどうなるのか。ここらの部分がございしますので、数字をとってお話ですので、ここではなかなかこの数字になりますという、私何か非常に申し上げにくい状況にあります。少なくとも予算現額を上回る基金の戻しはあるのではないかと。なるだけその中期財政見通しを超える基金温存を図ってまいります。

それと平成25年度の予算執行に向けてもできる限り、その予算執行において、効率化をさせていただいて、より不用額を残す形をとってまいりますというふうに考えております。

財政といたしましては、少なくとも、財政規模の2割を超える基金を今後も温存しなければならないというふうに考えておりますので、基本的には、少なくとも標準財政規模の2割を超える基金残高を確保してまいりますというふうに考えています。

○三好義治委員長 松方局長。

○松方選挙管理委員会事務局長 千里丘小学校の渋滞の件でございますけれども、私も当日、巡視に参りましたときに渋滞は確認しておりまして、この後の課題というふうな認識をしております。

その当日の状況を申し上げますと、まず今回、千里丘小学校に統合しましたのは、前回の市長選挙から統合しております。市長選挙のときの投票率が、千里丘小学校については、24.33%で、その衆議院の選挙は49%ということで、たまたま市長選挙のときは投票率が低かったもので、そういう事象にはならなかったというふうに考えています。

それで、実際のところなんですけれども、大体投票行動としましては、やはり皆さんお昼までに投票を済ませて帰られたりというところがありまして、大体その1時間当たり大体300人から350人が投票に来られたということは、1分間に五、六人を処理していかないといけないというような状況で、渋滞が行ったというふうに判断しております。

解決策としましては、たまたま衆議院議員選挙の後、茨木市で市会議員選挙がございまして、実際に投票のやり方も見聞しました。茨木のやり方については、有権者が3,000人を超えたところについても渋滞が発生しておらないというのを認識しまして、やりようを確認しております。実際の解決策としましては、名簿対照をしております名簿を分冊して、系列をふやす、2系列、もしくは3系列にして、最初の受付段階から分けて受付をさせていただくと、今まで投票録を作る上で男女の区分のチェックでとか、ナンバリングをしておったんですけれども、これも名簿対照をして投票用紙を交付後に処理するというような方策を検討しております。これは、今度の参議院議員

選挙から取り組んで行く予定です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時31分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

大橋課長。

○大橋人事課長 3点の質問にお答えいたします。

まず、少数精鋭体制の構築ですが、少数精鋭ということの意味合いは二つあると考えます。一つは、精鋭を少数集めるということ、もう一つは少数にすればみんなが精鋭になりうるということでございます。

この二つの意味合いですけれども、組織にとっては二つとも重要な意味合いを持っているということで、前者についてはプロジェクトチームということでこの関係を活用して行うということであり、後者については、組織にとって不可欠なんですけれども、少数精鋭を考える元になるものは、やはり大きくはコストの観点であると考えております。限られた歳入の中で市民サービスの広がりに対応していくためには、人件費の部分の考え方というのが一つポイントになってくると。したがって、少数精鋭はそれを達成するための一つの手段であるというように考えております。精鋭とするために、私ども人事課では、研修・職場・人事制度の3つの柱のもとで、人材育成実施計画のもとに、育成に取り組んでいるというふうに認識をしております。

お問い合わせについては、具体的な数字ということでございましたけれども、組織という、ある意味、生き物を想定したときに、具体的な数字というのはなかなか難しいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

8番の創造的人材育成事業の観点の部

分でございますが、管理職養成等研修委託料でございますが、創造的人材育成事業につきましては、市職員として求められる能力、資質の向上のために、職階や経験年数等に応じて必要な研修を実施しているものでございまして、内容につきましては、管理職への昇任を想定した研修、課長代理、係長もそうですけれども、あと、一般職員の政策形成であったり、法務関係、接遇関係の研修、それと、中堅職員を対象にしたカフェテリア、選択性の研修、それと、係長から課長代理級になるところの想定政策形成研修、これらを講師を招聘して、委託という形で実施させていただいているものでございます。

最後に、同じく8番の自主研究グループですけれども、本会議でも答弁がございましたけれども、現在、ファシリティマネジメントの観点と、アセットマネジメントの観点、それと、地方公会計、それと防災の観点の4つのグループの申請がございました。以前にも自主研究グループについては、制度としてあったんですけども、改めて今年度、平成24年度から制度化をして、再スタートという形で実施をしております。4グループ、現在20名ほどの職員が研究に取り組んでいるということでございます。この研究会そのものの承認と、補助金の部分の承認ということになるんですけども、研究テーマであったり、研究の方法、計画、それと成果という観点から基準を設けて、それが合致しているのかどうかということで審査をして、最終的には、最終報告をいただいた後に、補助の観点の承認ということで考えております。

どういう人材を目指しているかということですけども、人材育成基本方針を目指す職員像として5つほど挙げており

ますけれども、そのうちの1つ、何事にも問題意識を持ち、意欲的に仕事を遂行する職員ということが挙げられておまして、まさにここの部分に直結するのではないかというふうに考えております。

我々人事課といたしましては、この研究成果、取り組んだ内容、頑張りをこの後きっちり評価してあげることが、人材育成の観点では重要になってくるというふうには認識しております。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 12番、消防広域化と出張所のあり方、消防本部の非構造部材の耐震化についての2点についてお答えします。

まずは、消防広域化と出張所のあり方についてお答えいたします。

消防広域化は、平成20年3月に大阪府から消防広域化推進計画が示されまして、その計画の中で本市は、北摂7市3町で構成されております北部ブロックエリアに属することとなっております。

平成20年8月には、大阪府とブロック内9消防本部及び能勢町の消防長等で構成された大阪府北部ブロック消防広域化検討会が設置されまして、メリットや課題の抽出を行いまして、平成21年11月には、各市長、各町長が判断していただく資料となる大阪府北部ブロック検討報告書が作成されました。しかしながら、その後は、種々の検討会や勉強会が開催されつつも、北摂7市3町で広域化推進は停滞しました。

その後、平成24年6月に大阪府から示されました大阪消防庁構想につきましても、大阪府からの説明では、平成27年度を目途に、まずは大阪都構想を実現させ、その先の枠組みの中に、大阪消防庁構想があるため、各自治体、消防本部におかれましては、近隣での消防指令業

務の共同運用等について積極的に取り組んでいただき、大阪消防庁構想が実施される場合においても、近隣で構築された共同運用等の枠組みを生かした形で実施します、との説明がありました。

以上が、消防広域化の経過でありまして、出張所のあり方につきましては、消防の今申しました、広域化が進んでから、摂津市民にとって何が最良であるかを見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、消防本部庁舎の非構造部材の耐震化についてのご質問にお答えいたします。東日本大震災における非構造部材の被害状況といたしましては、特に、致命的な事故が起りやすいものとして、屋内運動場の吊り天井材等の落下が挙げられております。

本市消防本部庁舎4階にも屋内訓練場がございまして、その天井部分につきましては、吊り天井部材は使用しておらず、主要構造部分をそのまま天井としておりまして、大規模な落下等の懸念は多少軽減されるかと考えております。しかしながら、委員ご指摘のとおり、災害発生の活動拠点となる各消防庁舎における収容物や窓ガラス、外壁等の非構造部材の耐震化は必要であると思われまます。

平成25年度には、鳥飼出張所の耐震診断を実施する予定でありますので、その結果も踏まえながら、今後もさらに検討してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 堤課長。

○堤警防第1課長 13番、消防署にかかります指令業務の共同運用の現状についてお答えいたします。

委員のご質問の中にもありまして、先日の本会議でも消防長がご答弁申し上げましたが、昨年来から吹田、茨木、摂津、この3市の枠組みで共同運用について検

討を重ねてまいりました。しかし、この3市の共同運用については、茨木市は不調ということになりましたので、現在、吹田市、摂津市の2市で指令業務の共同運用に向けて、各作業部会において具体的な検討に入ったところでございます。

ご参考までに、他の消防本部の共同運用の状況でございますが、平成23年から箕面市、豊能町が共同運用を開始しております。そのほか、平成26年度の運用開始を目指しまして大東市、四条畷市が協議を始め、豊中市、池田市においては平成27年度の運用開始に向けて協議中であります。

近隣の兵庫県においては、尼崎市と伊丹市の枠組み、また、宝塚市、川西市、猪名川町の2市1町が平成23年度から共同運用を開始しております。指令業務の共同運用の先進都市としまして、この2市の指令センターにも視察に伺いました。

全国的にも指令センター共同運用方式が進められており、本市は吹田市と平成28年度の運用開始を目指しておるところの状況でございます。

指令業務の共同運用は、消防力の効率的な運用を可能とするものです。具体的には、指令システムの構築費用の低廉化、隣接地域の応援連携強化というのが主な目的でございます。指令共同運用が、消防の広域化につながることは難しいものであります。それぞれの市の地域性や歴史、さまざまな事情もありますので、今後は市民にとってよりよい運用形態を検討してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

1番目の不動産売払収入につきましてですけれども、別府の鯨生野団地の跡地や、

それから売れ残った部分を減額しているということでございます。それ以外に金額の鑑定額が出たので、その調整も含まれているということでございますが、ちょうどその分を含めた入札が、きょうが締め切りになっておりますが、一つでも売れることを期待しております。

新年度の当初予算の中には、今度はまた、同じく、不動産売払収入として2億円が計上されておりますけれども、それとの整合性、考え方がどうなっているのか。減額している金額は3億253万円で、当初予算に載せてあるのが2億円ということになっておりますので、その辺がどのように理解をしたらいいのか、1億253万円の違いがありますからね。売れ残ったものをそのまま何ぼか想定をしてこれに載せてきているのか。その辺も含めてご説明お願いいたします。

2番目の移動系無線装置委託料の関係でございますが、先ほどJ-ALERTが自動配信のシステムに移管ができるということございました。今はまだ、どうもJ-ALERTを受信をしても各学校とかそういう公共施設に自動的に発信できないものが、発信ができるようになるということだそうでございますが、それは大変いいことやなと思うんです。やっぱり、今までもそうですけども、なかなか学校とか子どものいるところとか、そういうところにいち早く情報が来ることによって、やっぱり、まず最初の体制をとることが出来ますから、そういう体制が充実させられるということは大変いいことでございますが、これはどこら辺まで整備がなされることになるか、当然市内の公立小中学校とか、公共施設には多分配信がされると思うんですけれども、ほぼ公共的な、例えば、私立の学校とか、幼稚園、保育園とか、どこまで整備がさ

れているんですか。例えば、病院とか介護施設も含めてですけども、その辺を教えてくださいたいと思います。J－ALERTが発信される体制です。

3番目の市税収入についてでございますけども、法人市民税について強気というか、補正を一部しましたということでございます。

法人市民税につきましては、今後の景気回復で大きくまた変わってくるんだろうと思うわけでございますが、しっかりと、これからも見通しを立てていただいて、よろしく願いをしたいと思います。

4番目の地方交付税についてでございます。なかなか、交付税の交付団体になるのも難しいという状況だなというふうに感覚としては受けました。しかし、例えば、需要額をふやすことができれば、それをふやして、少しでも普通交付税がいただけるようなことにできるのであれば、今後もしっかりと努力をしていただいて、平成25年度、努力をお願いします。これは要望としておきます。

5番目の基金の温存についてでございますけども、先ほど財政方のほうからその感覚、見方についてもおっしゃっていただきました。これも鋭意努力していただきまして、とにかく基金を少しでも温存をしていただいて、後年の財政にしっかりと生かせるように、これは財政方のほうでまた努力いただきますように、要望としておきます。

6番目の選挙関係です。改善策をされたということでございますので、よろしく願いしたいと思います。それで、決算審査のときも同じようなことを聞きましたけども、やっぱり高齢化が進展していく中で、先ほど午前中にも議論がありました、投票所が遠いということで、しかも足が悪いということで投票にも行か

ないという方の声も聞きました、現実には。そういう人たちも、これからどんどんそういう人がふえていくわけですから、高齢社会になっていきますから。先ほどありました郵便投票というのは非常にハードルが高くて、なかなか認められないです。そのはざまの人は、やっぱり、痛い足をひきずって、遠い投票所に行くというのは、なかなか無理があるし、一方では、投票率を上げなあかんという選挙担当の人はやっぱり責務があると思うんです。そういう意味ではやっぱり、一人でも多くの方が投票ができるように、いろいろ工夫をしていただかないといけないと思うんです。そのためのことをいろいろ提案をしていきたいと思うんです。

例えば、期日前投票です。これが、ずっと巡回をできるようなシステムができないかどうかとか、郵便投票にかわるような、郵便投票に類似のような投票制度というものを設置することができないのかとか、それから、投票所を自分で選べる、あっちが遠いからこっちの投票所に行くというふうなことを前もって申請すればそれが認められるというようなことができないうのかどうか。例えば、統廃合された地域、すぐ線路を挟んで向こうに投票所があるのに、遠い遠い中学校まで行くというふうな場合があります。それやったら、その地域の方だったら、例えば近いところやったら行くという方もいらっしゃるわけで、そういう、事前に投票所を選択するというようなことができないうのかとか、とにかく、担当課として、いろいろと知恵を絞っていただきたいと思うんです。そのことについて、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

7番目でございますが、少数になれば精鋭になる、精鋭になれば少数になるという、何かわかったようなわかってない

ような言葉であったんですけど、この少数精鋭体制という、今までは、職員数適性化ということを目指してやってきた、これはすごく記憶にあるんです。660人体制を目指そうということで、今、既に649名体制までできましたよということで、ほぼ、正職員は適性化であるというふうな答弁もありました。

それから、アウトソーシングを図ることによって、さらに適性化を進めていきますというふうな答弁もありました。アウトソーシングは、今年度は市民課の窓口がこのアウトソーシングされますけども、このアウトソーシングをしていこうという考え方、これを今後どういうふうに考えていかれるのかですね。

それから、非常勤職員も数が随分ふえています。これは前も議論させていただいたことがありますけども、で、正職員の方も、先ほど、人材育成、これはしっかりとやっていかないといけないということでございます。これは当然のことですし、また、均等化ですね、これもしっかりと図っていかないといけない。年齢層のばらつきを押さえるようなこともしていかないとあかんし、ノウハウがちゃんと蓄積をされていくというふうなことも考えていかないといけないというふうに思います。

これはやっぱり、トータルで非常勤職員や正職員や、そういうことも含めて、総合的に考えていかないとあかんと思うんです。ということで、前に一度、新職員適性化計画というものが必要じゃないですかということを提案をさせていただいたことがありましたけども、そのことについてはどのようにお考えを持たれているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

8番目の創造的人材育成事業について

でございます。研修体制を充実させながら、一人一人の能力を上げていく。何事にも問題意識を持って対処していく、そういう職員を育てていくということが非常に大事なことだと思います。モチベーションをしっかりと持ってもらって、一人一人が本当に、有能な人材になっていただくということが大変重要なことでございます。

一方で、職員のモチベーションが下がる可能性のあることとしては、一番大きなことはやっぱり、給料の引き下げだと思うんです。先ほど、財政方のほうからお話がありましたが、この7.8%の削減というのは、どうも、もう見込まれているようでございますが、これはまだ最終決定はされていないんだろと思いますが、これは、やっぱり職員にとっては、どうしてもモチベーションが下がってしまうことになると思うんです。

これを、もし導入するということであれば、それを乗り越えていく対策を考えていかないといけないと思いますけれども、まず、もともとこのラスパイレス指数が、この間新聞に発表になってましたけど、7.8下がった国家公務員と比べると、摂津市も100は超えているということになりますし、また、地域手当、これがずっと今まで低かった。6%ということで、摂津市だけが何かそういうドーナツ状態に置かれてきたということも、職員にとっては、大変不満が充満している、ということだと思うんです。

そういう中であって、このことを検討されていくと思いますし、また、その検討をされていくことについては、どういうふうに対応されていくのか、それから、それとあわせて、今、退職金削減の問題もありますね、今回条例が出てきてますけども、こういうモチベーションが下がっ

ていくということに対しての、この人材育成、また、職員の方にやる気を持っていただくということに対しての取り組みなんかは考えられているのかどうか。一度ご答弁いただきたいと思います。

9番目、自主防災組織支援事業でございます。金額的に言うと、先ほど答弁があったとおりでと思うんですけども。本当はもっと理想に向かってどんなふうな取り組みをされるのですかということ。私は期待をしていましたけれども、今年度では自治会単位で防災訓練が行われたところがありました。それは、産経新聞に載ったり、非常に期待をされているということで、今までも議論がされていたわけですが、こういう自発的にやっという自治会なんかに対して、どういう支援ができるのかということなんでございます。

当然、自主防災組織は大事な組織です。第一段階として立ち上がってまいりました。これはもう大事にしていけないと思うんですけども。それにプラス、それで終わってしまうのではなくて、さらにその細分化をするという意味では、今度は自治会単位でもそういう組織をつくって、その下につないでいこうという取り組みが必要だと思っております。

ご存じのように、小学校単位ですから、小学校へ全員が避難するということは到底不可能です、場所的にも。また、遠い地域もありますから、そこまで行けない人もたくさんいるわけで、そういった人たちのことも考えていくとやっぱり、もう少し小さい単位での防災組織も必要になってくると思っております。それは、ある意味では、今回、自治会で行われた防災訓練なんかは、一つの大きなモデルになるんだろうと思っております。

この団体が、実は昭和園の第二公園の

ところに防災倉庫の置き場を、今回、市のほうが設置をされました。これは、ふれあい広場を売却するときに一部を残して、そこに防災倉庫はないんですけど、倉庫を置ける場所を提供されたということでございます。これはこれで大変評価をいたしますが、できれば、これは自治会の要望があれば、そういうところには、今後は防災倉庫を設置するというふうなこととか、それから、もしくは炊き出し等ができるように整備をするということも、今後は考えていくべきではないかと思っております。

今回、千里丘の防災広場と、それから別府公園の一部にそういう炊き出しのベンチを置かれました。これは、今回、用地を買い戻すということの条件があったので、たまたまそのメニューにのってやられたということだと思っておりますけど、これは一つの、やっぱり、あの地域では、小学校以外にも、あそこでも避難をして炊き出しができるということの第一歩として、今後、できたら市内にそういう自治会で体制ができるところ、要望ができたところについては、そういう防災倉庫とか、炊き出しのものをセットしていくという考え方があっていいと思っております。

例えば、防災ベンチは、聞きますと、一基45万円というから非常に高いです。そんな高いのはなかなか置けないのでしたら、例えば、今回、香和自治会がやられましたけど、U字溝ですね、U字ブロックをひっくり返して、そこを釜がわりにして、炊き出しをやられていましたけども、ああいうのも一つのアイデアと思っておりますね。ふだんはひっくり返して、いすになりますから。いすにしておいて、災害のときにはひっくり返してかまどになりますよというね。U字溝だったら非

常に安価ですし。それを公園とかそういうところに、ふだんはベンチとして置いておいて、いざというときには防災の釜になりますというふうなことで設置をしていくのも一つのアイデアだと思うんですけども、そういったこともぜひ、アイデアを持ってやっていかれたらどうかなと思うんです。こういうことについて、一度、感想なり、意見なりをおっしゃっていただきたいと思います。

それから、ことし、本市のアドバイザーに就かれます片田教授は、釜石で亡くなった1,000人の方について、いろいろ調査をされたそうですけど、そのうちの65%の方が、実は市から配布をされたハザードマップの浸水想定外、水が来ないというところの人たちだったということだそうです。

そういうことを重視をされまして、今、和歌山のほうでいろいろ実験をされているそうです。これは、産経新聞にこの間載っていたんですけども、和歌山県で住民がつくった避難計画を安全到達度別に評価、要は住民がハザードマップを自分たちで避難経路が入ったものをつくろうという取り組みをされたそうです。それで、そのことについて、住民がつくった避難計画を安全達成度別に評価したところ、評価を高めようとする住民の自助努力を促進させ、1年間で県内に100本以上の避難路が新たに整備をされた。片田教授は、釜石の教訓と和歌山の挑戦を考慮して、従来のハザードマップは行政の一方的な情報であるため、住民の意識は前向きにならないが、住民の努力を反映させた場合は、安全度のランクアップを目指して自助努力への取り組みにつなげやすいと分析をされたということございまして、要は自分たちでそういう防災マップとか避難経路を

書いたものをつくっていくことが、住民たちの意識をさらに向上させていくことにつながるんだということで、今実験をされているようでございます。

今回、片田教授は本市のアドバイザーでもありますし、また一つ摂津市でもそういうモデルとなるように、今申しましたように自治会でそういう防災マップをつくっていくというような取り組みを、一度相談をされてからになるんでしょうけれども、検討されてはいかがかと思うのですが、このことについても一度感想なり意見をお願いしたいと思います。

10番目でございますけども、まちごとまるごとハザードマップ、関電のハザードマップとか、防災110番、いろいろ提案していますので、ぜひ前向きに検討いただいて、特にお金はよそからもらってもらえるものについては、どんどん取り入れていただいて、やっていただいたらいいと思うんです。

ただ、ちょっとおっしゃってましたように、地域の方がそういうものをはることによって、マイナスイメージにつながることで反対の意見が持たれる方もいらっしゃるかもわからないということを担当課がおっしゃってましたので、その辺はよく地域に入ってください、それこそ合意をとっていただきながら、ぜひこれは進めていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。要望といたします。

11番、新型インフルエンザの対策についてでございます。対策本部の設置、それから、行動計画をこれからつくっていくということでございます。これは条例のほうになるかもわかりませんが、とにかく新型インフルエンザも、震災前は随分騒がれましたけども、震災後は、今はどちらかという災害、地震とかの

ほうがすごく話題になっていまして、何となく遠のいたような感じがいたしますけども、これは決して一度発生すると大変な被害になることは間違いないわけでございますので、どうか万全の備えができるように、行動計画なりを作成していただくように、これも要望としておきますのでよろしくお願いいたします。

1 2 番、消防出張所の耐震、それから、消防庁舎の耐震についてでございます。これもやっぱり災害のときには司令塔となる大事な施設でございますので、耐震とともに非構造具材の耐震も含めても、しっかりと実施していただけるようお願いをし、要望としておきます。

1 3 番目の吹田と共同での指令業務を目指すということでございますので、なかなか広域化には結びつかないということでございまして、そういった中でもやっぱり諦めることなく広域化については模索をしながら、私は、最初は吹田と摂津で始めて、もう少し広げて、それを広域化につなげていくということも決して可能性がないわけではないと思いますので、そういう観点も持っていただいで進めていただきたいと思います。というのはなぜかといいますと、やっぱり出張所なんかがありますけど、吹田と摂津で見ますと、吹田の消防署がすぐ近くにあって、摂津の千里丘出張所があるという、目と鼻の先になるようなところもあるわけで、そういう部分がもし連携で統合できるようになれば、随分そういう面では経費の削減にもつながると思うんです。ただ、時間がかかりそうですので、耐震のほうはそれはそれでしっかり進めていただくということで、これも要望としておきたいと思います。

1 4 番目、市役所の非構造部材、それからOA機器等の耐震の取り組みについ

ても、しっかり行っていただくように要望としておきたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 まず、1 番目の土地売払収入につきまして、補正予算の減額と平成2 5年度予算の関係についてお答えさせていただきます。

市有地を売却するにおきましては、当初予算を組む段階においては、路線価を参考にしまして組んでおるんですが、その後実際の公売にかける前段としまして、不動産鑑定委託を実施しまして、最低売却金額を決定して、公売を行ってございます。

不動産鑑定においては、不動産鑑定士の資格を持った者が、国交省による不動産鑑定基準に基づいて鑑定評価を行いますが、その価格の検討におきましては、地価の動向とか、また近隣地域の分析、例えば街路の条件であるとか、交通条件、建設条件、環境条件、行政上の条件等の各種条件を考慮して、鑑定価格を決定しております。

平成2 4年度の補正におきましては、路線価について実際に鑑定を行った結果、現実に今歳入が決定しておりますのは、ことぶき商店街の1 物件だけでございまして、現状公募をしておりますがそれを予測しまして、減額補正をしているということでございます。

また、平成2 5年度の予算につきましても2 億円を計上しておりますが、この内容につきましては現在の売れ残りプラス鱈生野団地の一部売却ということで、コミュニティセンター構想の結果を受けて、用地の縮小等が考えられますので、欠損にならない程度ということで予算を計上してございます。

続きまして、情報伝達手段のJ - A L E R T接続におきまして、防災行政無線

がどこまで整備されているかにつきまして、お答えさせていただきます。先ほども説明させていただきました、今回の更新におきまして、同報系無線のデジタル対応というのがJ-A L E R T接続で可能となりますが、現在、小学校及び味舌と三宅スポーツセンター、それから摂津市役所を含みます13か所に防災無線のスピーカーが設置されております。

また、それ以外に戸別受信機としまして、避難所であります公民館、中学校その他、それから、消防団の分団長等そういう方々に対して112カ所の個別受信機がございます。これにつきましては、操作卓自身をアナログからデジタル対応にできるものにしてしておりますが、スピーカー及び戸別受信機自身の更新をしておりませんので、正確にいうとデジタル化されているという状況ではございません。

続きまして、自主防災支援事業につきまして、現在自主防災支援の補助金につきましては、物資でお渡しすることになるんですが、12自主防災組織に対して交付しております。

昨年10月に香和自治会を中心に、自治会の単位で訓練をされて、非常に活発な訓練がされたと認識しております。自治会単位の細分化された取り組みについては、我々決して否定するものでもございませんで、自治会という小さな組織で防災訓練をしていただくということは非常にありがたいと思っております。ただ、我々が支援していますのはあくまでも学校区の避難所運営等それにかかわる自主防災組織を中心にしたものに対して支援をしておりますので、今のところ、自治会等の備蓄でありますとか、防災倉庫については、財源のことからなかなか支援が難しいのではないかなと考えております。

それと、平成25年度から防災アドバイザーをお願いしています片田先生の取り組みで、住民みずからが防災マップをつくっていただいて、避難経路等を考えていただくという機会、それについては非常に有意義な機会であると思います。

我々が地区別のハザードマップを作成いたしました、地域の方に避難経路を示すというところまで踏み込もうとしたんですが、やはり個別と自分自身がどこから逃げるかという避難経路を特定できないというところから、やはり現在配布させていただいております地区別のハザードマップを利用していただいて、自治会やまたグループなりで避難経路を考えていただくという機会が非常に重要だと考えています。

今回、防災アドバイザーをお迎えしまして、委託の中身でございますが、地域の防災リーダーを集めまして、そういう話も実施してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 西川課長、答弁の自主防災支援の関係で、誤解を招いたらあかんので、単一自治会も訓練もやられてるし、支援体制としては非常食を持っていったるんやから、それで再答弁をお願いします。

○西川防災管財課長 自主防災組織以外に、自治会単位の訓練につきましては、個別で相談ございましたら、訓練内容についてご相談させていただいたり、そういう支援もさせていただいてます。また、その訓練に使われる防災の備蓄等も要望がございましたら、一部配布させていただいて、その訓練に実施していただいているという現状もでございます。

○三好義治委員長 松方局長。

○松方選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の巡回、類似の郵便投票、それか

ら投票所の選択というご質問でございますけれども、公職選挙法につきましては、大原則としまして投票日に、投票所で、投票するという原則になっております。ですので、期日前投票については例外でございますので、宣誓書をお書きいただいて、投票いただいているというまず前提がございます。

郵便投票につきましては、おっしゃるとおり厳しい条件ございますが、身障手帳につきましては、1級または2級、この条件を満たさなくても複合的に満たすと摂津市長が証明した方については、郵便投票が可能な場合がございます。ですので、そういうところで救わせていただくのが一つ。それから、期日前投票所につきましては、午前中のご質問にもございましたけれども、投票所を開いたことによって、どれだけの方が来ていただけるか、それから、どれぐらいの費用、効果、その辺を総合的に判断しながら検討しているところでございまして、巡回となりますと、システムの関係、車である場所へ持って行って、そこでシステムに不具合が生じたと、そのようなこともございますので、なかなか巡回は難しいというのが今の感触でございます。

それから、投票所の自由選択でございますけれども、これはやはり期日前投票所をどこかに設けるというようなお話しになると思いますので、このあたり、やはり即断でなかなかしにくいところが公職選挙法の厳しいところでございますので、総合的な判断を選挙管理委員会の中でまた諮ってまいりたいと考えます。

○三好義治委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 7番、8番の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

適正化計画と申しますか、定員管理計画についてですが、昨年来、本会議や委

員会でも何度かご答弁をさせていただいていると思っておりますけれども、その考え方については変わっておりません。観点といたしましては、経常的経費である人件費のあり方、それと市民サービス、当然これは市民サービスに影響を与えることなく、また新たなサービスの創造の観点も必要になってくると。そして職員にも不利益にならないようにと。

また、他市や近隣市であったり、類似団体市との比較も加味しながら、定員管理の計画ということは必要であると認識しておりまして、ただかなりこれまでの間に職員数というものを絞り込んでおりますので、今後についてはアウトソーシングと、ある程度と申しますか、ほとんど直結するような形にならざるを得ないかなとは認識しております。

したがって、行財政改革実施計画との関連性ということで、これも以前ご答弁があったと思うんですけど、行財政改革実施計画の見直しにあわせて、定員適正化、定員管理計画というものを構築していきたいと考えております。

非常勤職員のご質問ですけども、非常勤職員の数が確かにふえているという部分なんですけども、役割分担、業務の分担、このあたりをきっちり適切に行うとともに、人数についても適正に管理していくように今後努めていきたいと考えております。

8番目、モチベーションと7.8%の関連であったと思っておりますけど、まず7.8%の考え方ですけども、国のほうのラスパイレス指数との比較で言われております。この指数は給料のみを基準にしておりますので、手当等については、当然地域手当等も含めてですけども、加味されておられませんので、そのあたり近隣市の部分と比較することも必要でしょう

し、給料そのものの比較というものも考えないといけないと思っておりますので、他市の動向も見ながら、慎重にこのあたりは進めていきたいと思っております。

それと、モチベーションの観点ですけれども、確かに給料、退職金の部分での職員のモチベーションというのは大きく影響するものであろうと思っております。京都でしたか、教職員の早期退職の報道もございました。ただ、この報道は逆の観点もございまして、大半の職員は退職金が下がってもやめないということ、これは報道はされておりましたが、そういう観点での見方があるということも事実でございます。

したがって、金銭のみが人々の欲求といたしますか、モチベーションを維持するものでもないというふうにも認識しております。そういった中で、モチベーションアップの取り組みということでございますけれども、モチベーションというものは人それぞれ自分の欲求が満たされることによってある意味モチベーションというものが維持されるというふうにも認識しております。

俗に言うマズローの5段階欲求説というのがあるんですけれども、この欲求の中で、下位から上位まで、下位が満たされると次の欲求になると、人間は次の欲求を求めるといふ説があるんですけれども、この4番目、上から2番目なんですけど、ここに尊厳欲求というのがございまして、他者から認められたい、尊敬されたいという部分、この欲求がかなり上位のほうに位置づけられております。

これは、ある意味、今回導入をさせていただこうと考えております業績評価であったり、自主研究グループの観点であったり、職員表彰の観点であったり、積極的に取り組んだことについて正しく評価

して、それをモチベーションにつなげていくという考え方に通じるものであると思っておりますので、そういった観点でより取り組みを強化していきたいと考えております。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 これでも最後にさせていただきます。

1番目、不動産売払収入は理解できましたので、それで結構でございます。

2番目のJ-ALERTが配信された受け皿のほうはまだデジタル化されていないということでした。これは、やっぱりぜひまた今後考えていただいて、せっかく自動配信ができるんだから、それを末端まできちりといち早く配信することによって、まず初動体制がとれるということになりますから、これは考えていただきたいと思うんです。

それから、具体におっしゃいませんでしたけども、恐らく私立の学校とかそんなところには配信されていないと思うんです。なかなかそれは難しいのかもわかりませんが、そういう公共的な部分、市内について、費用は全面的に市負担ということではないかもわかりません、ひょっとすると。向こうでも多少は費用負担することによって情報を受信しますよということなら、連携するべきではないかと思っておりますので、今後の課題として取り組んでいただきますようお願いをしておきます。要望とします。

6番目の選挙ですけども、高齢化が進んでいっておりますし、ぜひ何かやっぱりそういう配慮ができるようなことを工夫を凝らしていただいて、今後も検討していただきますように、これは要望としておきます。

7番目でございます。これも以前もご答弁がありました考え方は変わっていない

ということでございまして、今後ぜひ新職員適正化の観点を持ちながら、全体的にしっかりと取り組みをしていただきたい。正職員も大事ですから、これはバランスよく配置をして、ノウハウを蓄積しておくということも必要です。特に、技術系などは必要だという、そういう面も含めて新適正化計画をお願いしたいと思えます。

それから、創造的人材育成事業、なかなか難しい問題だと思うんです。今まで問題になってました地域手当の問題も、やっぱりそうは言いながらも不満も随分あると思いますから、その辺もよく考慮していただいて、できるだけ職員の皆さんがそういう何か変な疎外感とかを持たないようなことを考えていただきたいと思えますし、またそういった中でも、創造的人材がしっかりと育成できるように、これは要望しておきたいと思えます。頑張ってください。お願いします。

9番の自主防災支援事業、こちらのほうも新たな取り組みとして、今回片田教授のもとで行われるということでございますので、ぜひそういう自主防災組織だけでなく細分化をして、自治会ごとでそういう取り組みもできるように、また、摂津の取り組み、摂津の奇跡ではないですけど、摂津の挑戦みたいなので話題性を生むような取り組みもぜひまた協議していただく中で、やっていただけたらいいなと思うんです。なかなか摂津は自治会組織がまだまだしっかりしていますから、そういうことも、多分可能だと思うんですよ。ぜひ検討してください。

それから、今後のそういう防災組織の支援策としては、自主防災組織というものもそうですけど、それを細分化して、広場とか、そういうところにも避難をしないとならないという状況にもなります

から、そういう部分でもやっぱり防災資機材とか、先ほどちょっと提案しました防災ベンチ、今回、別府と千里丘の広場に2か所だけ設置していただきますけども、ほかの広場にもそういうものを設置していくということも大事だと思うんです。そういう意味では、今年度の2か所が先鞭となってそれが広がっていくような取り組みも今後検討いただきたいと思っていますので要望としておきます。

以上で終わります。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 さきの本会議での代表質問、そしてきょうの委員会ということで、平成25年度の事業、大分理解してきたわけですけども、また、間違った観点からの質問をさせていただきます。

まず、1点目が、市民税に関することです。今までの質問の中で、大体中身はわかってきたんですけども、平成23年度決算の中で、経常収支比率が99.4%であったということで非常に危惧される状態なんですけれども、今回の個人住民税、法人住民税、増減があるわけですけども、平成24年度の計上収支比率の見込みがわかるのであれば教えていただきたいということと、平成25年度どれぐらいの経常収支比率になるのかということをお答えいただきたいと思っています。

市民税の中で最近気になってますのは、ふるさと納税というのがあるんですけども、このふるさと納税の実績はどうなってるのか非常に興味があって、実際予算上、これは寄附金になるのか、担当が市民税課なのでふるさと納税ということと、市外の人が摂津に寄附された実績と摂津の人が他市に寄附された実績、その集計があればふるさと納税の形がわかるんですけども。ふるさと納税には、いろいろメリット、デメリットがあって、

これは地方交付税のかわりをこういう形ですということ国の方針が出たわけですけども、これが良いのか悪いのか、その数字を見た中でわかるのではないかと思っておりますので、その実績をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、市たばこ税についてですけども、今まで説明がありまして、摂津市として13.9%のアップということになりますけども、大阪府は13.9%下がるわけですね。そのことで、大阪府と摂津市の関係といいますか、大阪府の税収が減るわけですから、その分の府からの補助金とか、そういうものが影響はないのかということをお聞かせ願いたい。

それと、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金3億1,893万9,000円ということでもありますけども、今回この中でいろんな事業を行っているわけですけども、これの交付条件、政府の縛りというものはどういうものか、今まで聞かされてますけど改めてお聞かせ願いたいということと、同じ項目の中にLED街路灯等導入促進事業補助金というのが800万円計上されてますけども、LEDの防犯灯と街路灯のすみ分けはどうなってるのかということをお聞かせ願います。

それと、土地売却収入です。今まで2人の委員が聞きましたけども、平成24年度の補正の中では一応不調に終わったものがあるということでもありますけども、千里丘2丁目のことぶき商店街の物件が3,150万円で契約が済んだと、終わったということもございますけども、この不調になった理由というのが金額なのか、入札者がなかったのか、再度の入札がきょう締め切りなんですけども、そういった流れをお聞かせ願いたい。

そして、低未利用地等有効利用検討委員会というのが設置されて、ずっときて

おるわけですけども、この検討委員会の資料で、いつも答弁があったときチェックしてるわけですけども、非常にわかりにくくて、平成22年にその検討委員会が開催されて、我々に提示があったこの公共用地検討委員会対象物件一覧表、これでどの物件が今まで売却したのかというのがわかりましたら番号で言ってほしいということと、そして、この中で一番気になってますのは、味舌小学校跡地と三宅小学校跡地、これは当初、小学校統廃合に基づいて、この土地については売却すると、その売却したお金で教育施設の充実を図るんだということですけども、まだ売却はされてないということでもありますし、今後どういう考えなのかということをお聞かせを願いたいと思っております。

人材育成事業について、今答弁ありましたけども、自主研究グループでアセットとファシリティーのマネジメント研修をするということ非常に期待してますし、我々議員も研さんしなければならないと思ったわけですけども、その中で、今回、業績評価制度を導入すると答弁されましたけども、私が一番疑問に感じてますのは、この目的は何かということ、まず明確に示していただきたいと。何でこの業績評価制度を導入する必要性があったのかということ、きちり説明してもらわないと、要は導入してある結果が出るわけですけども、期待した結果が出るかどうかというが、非常に危惧されるわけなんです。

これはさっきのモチベーションの話が出ましたけども、実はモチベーションがあるかないかというのは、これは誰もわかってないんです。職員がモチベーションありますといっても、ないという人もいるし、あるという人もおるし、実はそ

ういうモチベーション評価もきっちりすべきだというふうに思うんですけども、そのような考えについて考えをお聞かせください。

それと、職員の健康管理事業の中で非常に気になってますのは、体の健康診断は毎年一遍定期的に受けることになってますけども、メンタル、精神疾患に伴う状況がどうなのかということで、今、休業されている人がどれぐらいいるのかということと、それについての対応はどうしてるのかお聞かせ願います。

庁舎管理事業、18ページに載ってます。予算概要の巻末に、平成25年摂津市庁舎外総合管理業務ということで、総合管理の委託業務の項目を一覧表に出してくれています。これ、非常にわかりやすく、我々議員は一々これを予算書からピックアップしていたわけですけど、一目瞭然にわかるようになったんですけども、これは発注別なのか、委託先別なのか、それはどうなってるのかということと、また、摂津市の公共施設全体の管理を示しているのかなど、この表についての説明をお願いします。

それと、市有財産管理についてですけども、私が聞きたいのは、市長の市政方針の中に、市有財産については適切な予防保全を行うと書いておるわけですけども、具体的にはどのような形で進めていくのかということと、この適切な予防保全に伴う予算措置は、予算書を見た限り、私見つけられないんですけども、あるのかなのかということについてお聞かせ願います。

指定管理者制度についても、巻末の一覧表に施設別の指定管理者、そして、債務負担行為の限度額、平成23年度予算・決算、平成24年度予算、25年度予算という一覧表が非常にわかりやすく出て

います、これまで我々はこれを予算書から一々引っ張り出して表をつくっておったわけですけども、これで一目瞭然でわかるということに感謝しています。それに基づいて、平成23年度予算と平成23年決算を比較すると、総額で9,590万7,000円の減額になったと。これはコスト削減かなという一目瞭然わかるわけです。ただ、予算に対して決算が100%のところもあるし、予算に対して69%の決算もあるし、こういうことの内容について説明をいただきたいと思えます。

次に、地域防災計画について、これはもう再三質問がありましたので、この防災計画の中身については、片田教授等々の先生から指導をいただきながら地域防災計画をつくるということでありまして、そのことは非常に良いことですが、決算審査のときにも質問したんですけども、実は非常に気になっていることがあります。平成19年につくった地域防災計画の表紙の次のところに、追録加除一覧表があるんです。これは修正したら、ここに修正した日を書くことになってるんですよ。

この総則の第6節に計画の修正があるんですよ。それで、ここには、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは摂津市防災会議に諮り修正するものとする。それで、防災計画の修正の中身は4項目あるんですけども、軽易なもの、簡単なものについてはこの限りではないということで、その都度修正ができるんですけども、要は、最初できたのが私が議員になる前だと思うんですけど、私が知る限りでは平成12年に一遍修正しているんですよ。それで、平成19年に修正して、現在ということなんですね。できたらこ

ここに修正年月日を書くべきなんですよ。それで、今これが最新版だということになるわけです。

先般、情報収集伝達机上訓練を行いました。あれ、非常にリアルで、訓練内容が非常にすばらしかったんですけども、実はあそこで問題点があって、非常に難しいと、大地震が起きた場合には、なかなかうまくいかななということになったんですけども、そのなかなかうまくいかないということ、本来は課題として見つけて解決して、マニュアル化して、そしてこの防災計画に入れるというのが、本来の手順なんです。そういったことについて、どうされようとしているのかということ、お聞かせ願います。

次に、消防関係、96ページの予防活動についてですけども、住宅用火災報知器の件なんですけども、これが設置を義務化されて、だんだん一般用住宅にも住宅用火災警報器がついてきてるんですけども、その点検の仕方、自分の家にある住宅用火災警報器を点検しなさいという取り組みも、そろそろ始めるべきではないかと思うんですけども、そのことについてお聞かせ願います。

それと、消防関係で、先ほど本庁とか出張所の耐震診断とかを行うということになりましたけども、非常に私、気になってますのは、消防水利としての防火水槽の点検とか診断はどうなってるのかということ、大丈夫だという確約が欲しいんですけどね。その辺はどういう形でちゃんと大丈夫だということをしてるのかということと、ここの消防水利事業の中に修繕料ということが載ってますけども、この修繕料の中身についてお聞かせをいただきたいと思っています。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 1点目のふるさと寄

附金の状況につきまして説明いたします。ふるさと寄附金制度は、都道府県、市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分につきまして、一定限度まで原則として所得税とあわせて全額が控除されるものでございます。

平成24年度当初課税時点の状況は、人数266人、寄附金額1,616万6,000円、控除額401万円となっております。これは、平成22年度の人数19人、寄附金額269万円、控除額43万4,000円、平成23年度の人数25人、寄附金額96万円、控除額31万2,000円と比較して大幅増となっておりますが、その要因は東日本大震災に伴う被災地方公共団体に対する寄附金義援金の増加によるものと考えております。

続きまして2点目、たばこ税率の改正に伴う府市間の財源調整ということでございますけれども、このたびの税率改正は平成23年度の税制改正において企業の国際競争力強化等の観点から、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大が実施されたことに伴い、地方税収に極力影響を与えないよう都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成25年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものでございます。その内容は、たばこ税の税率で1,000本につき644円を、旧三級品のたばこ税の税率で1,000本につき305円をそれぞれ道府県と市町村間において増減するものであり、この改正によるたばこ売り渡し価格の変動はございません。個別の内容につきましては、法人税の税率引き下げの影響が府と市がっております法人住民税の減収につながります。ただし府の場合は、法人事業税という税を持っております。これは法人税の課税ベースの拡大により増収になります。そのアン

バランスを同じく市町村と都道府県で共通の税目である、たばこ税で調整するという形になっております。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 財政課にかかわります何点かのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目ですが、経常収支比率の見通しということでございます。平成23年度は99.4%で、ご存じのように経常収支比率は分母が経常一般税源、分子が経常経費充当一般財源になっておりまして、分母の多くは市税収入が占めるわけでございます。平成23年度の市税の決算額を見ますと、184億2,474万3,000円と非常にスケールとしては大きな金額になっております。今回の補正後の平成24年度予算現額ベースで見ますと、173億6,800万円でございます。このことから考えますと分母部分の数値が減少いたしております。一方、歳出のほうですが、これも決算分析等でご説明申し上げていましたが、いわゆる義務的経費であります扶助費の増がとまりません。今まではその増を人件費の減、いわゆる定数の削減とかそういうところで打ち消しておったんですが、ここの部分の増が非常にダイレクトにかかわってくるということでございまして、不確定要因、今後の税収の見込みでありますとか、歳入面の要因がございまして、財政方としましてはこの99.4%は悪化するというふうに見通しております。

2点目の地域の元気臨時交付金の政府の縛りということでして、この交付金は午前中にもございましたが、国の経済対策に乗っかっていきまして13.1兆円で、そのうち公共事業が非常に大きゅうございます。この公共事業も地方にかかわる部分がございますので、そこの地方負担を幾分和らげるということで1兆3,

980億円の地域の元気臨時交付金が出てまいります。これはしかくのはじき方なのですが、いわゆる追加補正になりました補助事業の裏負担ですね、この裏負担のおおむね7割について国は面倒を見ましようというお話でした。摂津市においては、財政力が高いということで6割という形になります。これをはじきますと午前中にも答弁しましたが、3億1,893万9,000円という形で今試算しているところでございます。現実の縛りということなのですが、この事業は原則として建設事業費いわゆる起債対象事業に充当することができますよという縛りがございます。

その充当していました中身として、これは自治振興課の所管になるんですが、LED防犯灯の事業にこの元気臨時交付金を充てております。これが、3,474万程度を充てております。防犯灯と街路灯との違いのご指摘なのですが、このいわゆる800万円の歳入の国庫補助金は環境省所管でございまして、その環境省の補助の名称に街路灯等というような名称を使っております、いわゆる街路灯であろうが防犯灯であろうがいわゆるLED化によって二酸化炭素を減らす、そういう目的である事業に対して国費をつけましようということで、財政方といたしましては、所管の環境省に対して補助申請をしたという経過でございまして、

続きまして庁舎等の総合管理業務ということで、予算概要の後にいろいろ資料をつけさせていただいております。これはもともと、それぞれいろんな箱物の中には個別委託がございました。エレベータの保守点検委託であるとか、あるいは窓ガラスの清掃委託であるとか、それぞれ個別の委託業務をそれぞれ所管が単体で契約してまいりました。

平成14年から、いわゆるその性質に着目することによって全てをくくってしまおうと。それによってスケールメリットを発揮させて、いわゆる施設の総合管理をしましょうということで、いろんな箱物の中身の委託はいろいろあるんですが、そこをくくって同一業者に発注し競争を促そうという試みを平成14年度からやっております、最初にやったのは平成14年から16年という3年間を設定して、債務負担行為を設定してやっていったんですが、平成20年から5年をスパンに、そういう公共施設のくくりをどんどん施設を拡大しながら請負額をふやして行って、単体でやるよりスケールメリットを発揮することによって経費を抑えてきたという経過がございました。

これも議員が債務負担行為の補正を審議する際、中身の詳細それぞれ施設ごとの委託料の詳細を審議したいということで、今回、予算概要の中でそれぞれ施設にかかわります個別の委託明細を掲載させていただいたという中身でございます。

続きまして、予防保全の考え方と予算ということでございます。予算編成に当たりまして各要求原課に対しましては、それぞれ施設、設備も含めて営繕計画をつくってくださいということを求めております。それと同時に営繕履歴もやはりデータとしてしっかり把握してくださいと。それで予算要求にあたっては、営繕計画に基づき予算要求をしていただきたいという形で申し上げております。今年度から原課が要求します営繕の内容について、建築所管の技術者の目を通して意見をいただいて我々予算査定をさせていただいているという経過がございます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2点についてお答えさせていただきます。

まず4番目の土地売却収入について、平成24年度に公募をかけた結果、千里丘2丁目の土地が売却できました。それ以外につきましては不調になったんですが、その理由についてまずお答えいたします。昨年10月に受付を開始しまして11月14日から20日の間に公売に出した5物件につきましては、入札を開票しまして結果を見たところ、千里丘2丁目のことぶき商店街の中の土地が売却されたということでございます。最低売却価格を公表しています関係から、それ以外の物件につきましては入札がなかったという結果になっております。

不調の理由としましては、直接入札参加者に確認はしておりませんので定かではないんですが、平成23年度売却された物件、それから平成24年度売却された物件についての傾向から考えますと、建設地に駅が近いであるとかそういう物件がやはり好まれて、その後宅地にされるという現状がございます。

続きまして、低未利用地有効利用等検討委員会の中の32物件につきましては売却その他の予定につきましては、お答えさせていただきます。一覧表にございます32物件につきましては、まず番号から言わせていただきますと、1番の千里丘ガード代替地ということとは、ことぶき商店街ふれあい広場というところで、これにつきましては先ほど申し上げましたように平成24年度売却されております。続きまして8番目のふれあいルーム・旧三宅幼稚園の跡地につきましては、これにつきましては平成23年度売却済みでございます。13番目の市民プール駐輪場跡ということで、包括支援センターの向えの三角地につきましては、平成24年度で公募をかけてございます。続きましてページをめくっていただきまして20

番目の東一津屋土地区画整理事業内の1というところで現在民間に駐車場として貸してる土地なんですが、これについても平成24年度公募してございます。21番目の東一津屋の区画整理内の物件につきましてこれは天下一品の裏の土地になりますが、これも平成23年度に売却済みでございます。続きまして23番目、同じく東一津屋区画整理内の4番目の土地なんですが、これについては摂津の湯の裏手、中央環状線に面するところで資材置き場として貸し出しを行っていた土地なんですが、今は貸し出し中断しております平成24年度に公募をさせていただいております。26番目の鳥飼野々団地につきましては、この一部を平成24年度公募中でございます。最後、下から2番目の32番目なんですが、鳥飼北部区画整理事業内の2ということで、鳥飼新町こちらにつきましては平成23年度の売却済みでございます。新規の鳥飼北部の区画整備内の1につきましては、昨年から売却公募を行っておりますがまだ売れずに平成24年度も公募しております土地でございます。

続きまして10番目の地域防災計画につきまして、改正履歴を追録加除一覧表に記入していくべきということでご意見いただいております。以前から議員のほうからご指摘いただいている件なんですが、平成19年度以降輕易な変更のみをさせていただいてまして、今回、地域防災計画の見直しを行うということで、ぜひとも過去の履歴を残してまいりたいと考えております。

また、情報収集伝達訓練につきましては、ことし1月24日に災害対策本部を立ち上げまして、情報収集情報伝達訓練を実施いたしました。災害本部のほかに全避難所28か所で連絡所班それから初

期防災班を動員しまして、参集訓練や初動期の訓練実施をいたしました。災害対策本部では災害対策本部員を招集し情報収集訓練を行いました。その合間に災害時に起こるであろう事象に対する対応策を災害対策本部の中で議論していただきました。課題を出しまして、議論していただいたのですが、そのときの課題としましては避難所に多数の方が避難をしているということで、摂津市が備蓄しております非常食の分配をどういうふうに行うのか、それからその人員はどうするのか、事業者への食品の提供はあるのかという課題を付与した結果、いろんな議論がされまして物資の運搬にあたる職員、それから交通状況その辺の確保、それから職員の参集状況などが議論され、このような場合にいろんな課題が出るのがその場でわかったわけですが、こういうものにつきましては以前から提案されていますBGPであるとか、そういうものも今後進めてまいりたいのと地域防災計画にも反映させてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 松方総務課長。

○松方総務課長 先ほどのふるさと納税の分で、総務課として寄附金を受けている実績について報告します。

平成20年度から平成25年3月10日の時点までですが、件数としては128件、金額として671万7,000円でございます。そのうち一般の方からの納付の件数は12件、金額として60万7,000円でございます。

○三好義治委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 人事課にかかわります2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず業績評価制度の導入目的といえますか必要性についてでございます。本会議の答弁と重複する部分があるかとは思

うのですが、大きくは3点上げさせていただきたいと思います。1点目には、適切な人事評価、人事管理の実現、2点目には、年功に連動した単純な給与システムの是正、3点目には、職員個々及び組織のモチベーションと申しますか志気の向上、公務能率の向上の観点でございます。

1点目の適切な人事評価、人事管理につきましては、現在、人事考課といたしまして能力評価というものを既に導入して運用をしております。これは職員個々の日々の業務遂行上で発揮した能力を評価するという個人で個人のポテンシャル的な部分、極端に言いますと大きく変わらない部分になるんですけども、現在の評価についてはこの部分だけであるということでは少しやはり足りない。この目標管理制度、目標管理の手法を用いた業績評価を導入をすることによって、その部分を補うことができるというふうにも考えております。

2点目の給与システムの部分でございますが、我々地方公務員が今の非常に厳しい時代の中で置かれている外部環境等、内部環境も含めてですけども、そのあたりを考えたときに単純に年功に連動して給料が決まるというシステムでは、きちんとした公的責任を果たすことができないという考え方もございますので、そのあたりも踏まえてこの業績評価というものを導入するというところでございます。

3点目の部分につきましてはモチベーション、公務能率の点でございますが、このあたりにつきましては、やはり個人の能力と実績を正しく評価して昇任や給料等に反映することが、組織にとっても個人にとっても有益であるということの中で業績評価制度、目標管理的な手法を用いた業績評価制度を導入していくとい

うことでございます。

それとモチベーション評価ということでご質問いただきましたけれども、モチベーションを上げる方法として、一つには目標を設定して挑戦を楽しむという考え方がございます。これは目標を達成することに意味を見出して、自分に対する課題への挑戦を楽しむという考え方になるんですけども、この部分については目標管理的な業績評価制度を導入することで個々の職員がどういった目標の設定の仕方をしているか、どういうふうに業務の優先順位を考えているか、どれが課題かと考えているか、そのあたりを見ることである程度個人のモチベーションというものも多少は把握できるのではないかと申すように考えております。

次に、職員の健康の観点でのメンタルの部分でございますけれども、現在休職辞令を出している職員は1名。この数字なんですけれども、休職辞令に至る前の病気休暇の部分も含めてですけども、過去10年以上大きくはかわっておりません。最近ふえたということもございません。このあたりの考え方につきましては、人事課に配置をしております嘱託の保健師さん並びに産業医の先生とも連携を深めながら対応するとともに、人事課と原課とも調整をしながら対応をしてみたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 土地売却、低未利用地の有効利用、こちらの土地の関係に絡みまして、旧味舌小学校と旧三宅小学校の跡地についてと、指定管理料についてご答弁申し上げます。

まず小学校の跡地についてでございますけれども、これにつきましては平成17年の第4回定例会におきまして統合の条例案をご可決いただいてから、幾度とな

く地元においては懇談会を教育委員会のほうでも開催をされ、私ども政策推進課のほうでも地元で懇談会を持って地元のご意向とかこういうことについては重々お伺いをして、その内容も含めまして総合的に判断した結果、体育館の恒久活用を決定し、またグラウンド及び校舎の一部を暫定利用を決定をし、またその期間について平成26年3月31日までということで更新をしてきたところでございます。

平成26年度以降の活用方針ということでございますけれども、今の段階におきましては、もう少し市全体のまちづくりの観点から検討を進めさせていただきまして、本年の秋ごろを一定の時期とみて、一定の方向性をお示しできるのではないかというふうに考えております。

それから指定管理料のことでございます。平成23年度予算額と平成23年度決算額これを比較したときに、ほぼ100%のものと、その比率が予算を分母、決算を分子にしたときに六十数%のところがあるのではないかと、これはどういうことかというご質問であったかと思っておりますけれども、今、私のほうでおのあの施設の指定管理料の内訳と申しますか、決算の内容、予算と決算の比較、詳細なところで比較できる資料を持っておりませんので確実なことがなかなか申せなくて申しわけないのですが、おのあの施設によりまして相当性格が違いまして、指定管理料の積算の内容とかそのあたりも相当施設によって違いがございます。例えば、固定経費が相当多い施設もございましたら、修繕費のような変動するような要素、大きい施設であったらそれなりの額が出てくるかと思っておりますけれども、ある一定の修繕にも対応するというところで、もって指定管理料を積算しているとい

うふうな施設もございます。また、総額で契約をするわけですけれども、基本的に本市が平成18年度から指定管理を始めたときに、精算制ということを採用しております。現在も基本は精算ということをしておりますけれども、例えば、平成23年度から新たに指定管理制度を導入しました図書館につきましては、指定管理者の経営とか管理運営に関するインセンティブと申しますか、やれば報われるという自分たちに返ってくるというふうなところを、そういうインセンティブを働かせるために当初の契約を100で契約をして、これは相当厳しいとは思いますが、この中で何とか自分らで効率的な運営をすれば90でもって運営できるということになりましたら、残りの10についてはその団体の収入というふうなことになって、このことが相まって市民サービスのさらなる向上に結びつくというふうなことを期待してそういう方法でやっているところもございます。

今後につきましてはの考え方ですけれども、精算は精算として必要な部分はあるんですけれども、やはり指定管理者のそういう経営努力を一層促すというふうなことから、効率的な管理運営を一層促すという観点からは、頑張れば自分たちに返ってくるんだと。だから何とかいい運営をしようというふうな、そういうインセンティブが働くような仕組み、利用料金制も含めまして検討をしてみたいとこのように考えております。

○三好義治委員長 橋本課長。

○橋本予防課長 住宅用火災警報器の設置後の点検方法というご質問だったと思います。点検の方法については、設置者による自主の点検でございます。まず外観点検といたしまして、感知部にほこりがついていないかという目視点検をまず

してもらいます。それから機能点検といったしまして、テストスイッチその機種によって押しボタンであったりひもであったりいたしますが、それを作動さすことによって自動点検する機能がついてる機種がほとんどでございます。それと電池の寿命なんです、どのメーカーも約10年ぐらい持つということで、機種によっては音声や光で交換時期を自動で知らせる機能がついてるものもでございます。

機器の点検についての広報はどうこれからしていくんやということやったと思うんですが、地区の自主防災訓練、防火フェアで住宅用火災警報器の相談コーナーを設けまして、設置の必要性、点検についての相談にお答えしております。また市のホームページにも点検についての記載をしております、今年度は財団法人大阪府消防設備協会の火災予防普及啓発事業を活用いたしまして、住宅用火災警報器のパフレットを作成し、設置及び維持管理について周知を図っております。今後もあらゆる機会を捉えまして住宅用火災警報器の設置啓発活動に取り組むことはもちろんのこと、機器の維持管理につきましても周知を図ってまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 樋上部参事。

○樋上消防本部参事 貯水槽についてと、消防水利維持管理についての2点にお答えいたします。

貯水槽でございますが、平成25年3月1日現在の公設の貯水槽は88基、そのうち耐震性が56基でございます。公設貯水槽につきましては、毎月1回定期的に職員が巡回をしまして点検を行っております。参考であります、私設貯水槽は民間会社に設置されているものがございますが、耐震性貯水槽は136基でございます。私設貯水槽の使用は消防水

利等使用承諾書を所有者等と書面で交わしまして、有事の際には使用ができるようになっております。また維持管理につきましては、所有者等が行っております。消防水利の維持管理につきましては、消防水利事業の需用費、消耗品費で職員が点検した結果を基に消火栓の標識及び貯水槽の標識を購入しまして、老朽化したものから順次交換しております。需用費、修繕料につきましては、消火栓枠標示の黄色ペイント溶着塗装の損傷が激しいものから順次塗装を行っております。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後5時13分 休憩)

(午後5時15分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ散会いたします。

(午後5時16分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 上村高義